

令和8年度第1回東近江市こども施策審議会 次第

日時 令和8年7月28日（火）

午前9時30分から午前11時30分まで

場所 市役所317、318会議室（新館3階）

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定等について資料1

イ 子ども・子育て支援事業実施状況について資料2

ウ （仮称）東近江市こども計画の策定に向けた取組について資料3

エ 若者意識調査及び若者関係者ヒアリングの結果について資料4

(2) 協議事項

ア 調査及びヒアリング結果を踏まえた課題、目指すべき姿、必要な取組について

3 閉会

東近江市こども施策審議会委員名簿

任期: 令和7年8月1日～令和9年7月31日

		氏 名	所 属	備 考	部会
1	子どもの保護者(第4条第2項第1号)	たかお まゆ 高尾 麻由	認定こども園保護者代表	能登川あおぞら幼児園	子ども・子育て支援
2		なかむら 中村 しのぶ	PTA連絡協議会(幼小中)代表	五個荘小学校	こどもの権利
3	こども施策に関する事業に従事する者(第4条第2項第2号)	きのした くみ 木下 久美	認定こども園等施設代表	延命こども園	子ども・子育て支援
4		にしほり えみこ 西堀 恵美子	小・中学校長会代表	山上小学校	こどもの権利
5		とくなが ちかこ 徳永 千賀子	学童保育所代表	箕作こどもの家第2学童	子ども・子育て支援
6		かわしま かよこ 川嶋 佳代子	地域子育て支援拠点事業代表	つどいの広場「やまびこ」	子ども・子育て支援
7		たいなか くみひろ 田井中 与弘	青少年育成市民会議代表		こどもの権利
8		つづみ ひさえ 堤 久江	民生委員児童委員協議会代表		子ども・子育て支援
9		おおつじ としゆき 大辻 利幸	社会福祉協議会代表		若者
10		ふくだ じゅんこ 福田 純子	まちづくり協議会代表	湖東地区まちづくり協議会	若者
11		うすい みな 臼井 実菜	日野子ども家庭相談センター代表		こどもの権利
12		いまわか まき 今若 真樹	東近江国際交流協会代表		子ども・子育て支援
13	子ども施策に関し識見を有する者(第4条第2項第3号)	いとう まさゆき 伊藤 正之	東近江市就労対策協議会代表	八日市商工会議所	若者
14		さいとう ちたか 齊藤 智孝	労働者協働組合 共同助産所お産子の家代表		若者
15	子ども施策に関し識見を有する者(第4条第2項第3号)	おくだ あいこ 奥田 愛子	びわこ学院大学 教育福祉学部教授		子ども・子育て支援
16		はら みき 原 未来	滋賀県立大学 人間文化学部准教授		若者
17	その他市長が必要と認める者(第4条第2項第4号)	おかもと のぶひこ 岡本 暢彦	医師会代表	おかもとキッズクリニック	こどもの権利
18		たかだ たえこ 高田 妙子	特定非営利活動法人まちの相談室よりそい		こどもの権利
19		まつむら 松村 あかり	若者代表(公募)		若者
20		やもり しょう 矢守 匠	若者代表(公募)		若者

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

1 策定の経緯

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みについては、第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画において設定したところである。その後、国の通知により、同事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村が教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定め、計画に盛り込むことが示された。

一方、計画を変更し必要な事項を盛り込むことが困難な場合には、代替措置として「代用計画」によることが認められた。本市においては、これを踏まえ代用計画を策定して対応するものである。

2 計画への基本的記載事項（必須記載事項）

- (1) 乳児等通園支援の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期（記載済み）
- (2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

3 代用計画の内容

乳児等通園支援事業において対象外となる満3歳以上の児童への対応について、本市では未だ待機児童が発生している状況であることから、3歳未満児の保育受入枠の拡充及び保育士確保に注力しつつ、満3歳以上の未就園児に対して本事業に類似する既存の子育て支援サービスの利用を働きかけ、翌年4月以降のスムーズな就園につなげる。

保育提供体制の確保のための実施計画について

1 概要

本計画は、人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保するため、令和 11 年度までの保育需要と提供体制を「見える化」した実施計画である。

この実施計画が国に採択されることにより、補助金額の増額等の優遇措置を受けることが可能となる。本市では、既にスタートしている第 3 期東近江市子ども・子育て支援事業計画の推計データに直近の実績数値を反映させて本実施計画を策定しており、本審議会において承認を求めるものである。

2 保育提供体制の確保のための実施計画

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
① 就学前児童数	0 歳 児	669	663	692	686	680
	1・2 歳 児	1,512	1,441	1,435	1,423	1,411
	3 歳以上児	2,488	2,436	2,279	2,198	2,153
	合 計	4,669	4,540	4,406	4,307	4,244
② (保育ニーズ) 申込者数	0 歳 児	58	56	219	227	235
	1・2 歳 児	978	968	924	952	978
	3 歳以上児	1,842	1,872	1,672	1,659	1,670
	合 計	2,878	2,896	2,815	2,838	2,883
(②申込率) ①	0 歳 児	8.7%	8.4%	31.6%	33.1%	34.6%
	1・2 歳 児	64.7%	67.2%	64.4%	66.9%	69.3%
	3 歳以上児	74.0%	76.8%	73.4%	75.5%	77.6%
	合 計	61.6%	63.8%	63.9%	65.9%	67.9%
(利用定員数) 整備数	0 歳 児	247	249	243	243	245
	1・2 歳 児	948	974	970	970	962
	3 歳以上児	1,802	1,815	1,815	1,815	1,831
	合 計	2,997	3,038	3,028	3,028	3,038
待機児童数	0 歳 児	0	0			
	1・2 歳 児	13	0			
	3 歳以上児	2	0			
	合 計	15	0			

※東近江市らしい施策の抜粋

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画【第5章】施策の展開進行管理表

【評価区分】
A 成果が得られた。（80％程度）
B 改善の余地あり。
C 成果が得られなかった。

資料 2 - 1

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり								
1	保育の量の確保と幼児教育センターによる保育の質の向上	59	幼児課 幼児施設課	0歳児から2歳児までの保育の受皿を確保するため、地域の保育需要等を見定め、既存施設の改修を検討し、入所受入枠の確保に努める。また、保育の質の向上に向けて、東近江市幼児教育のあり方検討会及び幼児教育センターが主体となり、市内の保育所、認定こども園等と連携しながら、保育力アップ研修及び指導員による園巡回指導を実施する。	保育の受皿確保については、既存施設の改修及び定員見直しを行い、0歳児から2歳児までの定員を拡大し、入所受入枠の確保に努めた。 東近江市幼児教育の在り方検討会議を開催（1回）し、人材育成の取組についての成果と課題について協議した。保育力アップ研修（31講座）を行い、延べ746人が受講した。園巡回指導を延べ282回行い、保育内容について助言した。	B	保育の受皿確保については、入所受入枠の確保したものの0歳児から2歳児までの保育需要の高まりに対して、引き続き入所受入枠の確保に努める必要がある。 研修の受講者からは、主体性を持って意欲的に受講し、各自が保育者としての専門性を高めようとする姿が見られた。今後は個々の保育力（経験や習熟度）に応じたカリキュラムの構築が必要である。	保育の受皿確保については、地域の保育需要等の動向を見定め、引き続き検討する。 保育者のキャリアやニーズに合った研修が必要であるため、研修内容を見直し、実践的保育力の向上を目指す。
3	多様な保育ニーズに応える体制の充実【新規】	60	幼児課	幼稚園における預かり保育、病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受入体制の充実を図るとともに、障害児を受け入れるための加配保育士を配置する際の人件費を助成する。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、保育所等と連携して協議を行い、令和8年度から本市ならではの事業が円滑に実施できるよう準備を進める。さらに、外国にルーツのある家庭と各施設のコミュニケーション支援の充実に向けて、認定こども園等に対し日本語指導員による巡回指導を実施するとともに、翻訳機の貸出しを行う。	保育ニーズの増加及び多様化に応じた受入体制の充実を図るとともに、民間保育事業者に対する障害児を受け入れるための加配保育士を配置する際の人件費に対し補助金を交付した。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について令和8年4月からの事業開始に向けて準備できた。 外国にルーツのある児童又は家庭とのコミュニケーション支援としては、日本語指導員による巡回指導の実施、面談での通訳、翻訳機の貸出しを行った。	B	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、利用実績などから次年度以降の取組の方向性を見極める必要がある。 外国にルーツのある児童又は家庭との関係づくり等について、巡回指導や翻訳機の貸出しによる成果は見られるが児童の発達や心の支援の面で他の支援策の検討が必要である。	今後も関係機関や園と連携しながら、一人一人の子どもに合った就園支援をしていく。また、相談者にあわせて必要な情報提供を行う。
9	地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり	61	こども政策課	社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市サマースクール事業補助金を交付し、6団体が事業を実施した。	B	市内6箇所で開催期間の小学生の居場所を開設することができた。	引き続き、サマースクール事業を通して、安全安心な小学生の居場所の提供に努めるとともに、平日や小学生以外を対象とした居場所の充実に向けて社会福祉協議会等と連携する。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり								
25	妊産婦の医療費助成の推進【新規】	67	保険年金課	妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する妊産婦医療費助成事業に取り組むとともに、妊産婦に治療の必要な疾病の早期発見及び早期治療を促し、安心して出産に臨める環境づくりと妊娠・出産に要する経済的負担の軽減を図る。また、助成申請で妊産婦等と対面することから、不安を抱える妊産婦を保健師等相談窓口と連携し必要な支援につなげる。	妊産婦医療費助成として、通院・入院医療費の一部について402人に対して助成した。	A	令和7年度は402名へ助成を行い、母子手帳交付件数の53.6%において本助成が活用された。独自アンケートでは92.5%が満足と回答しており、経済的支援と対面相談の組み合わせにより、妊娠期から子育て期までの不安解消と、安心して過ごせる環境づくりにつなげられた。	申請時の窓口対応を単なる事務手続きとせず、個々の妊産婦の状況を把握する機会として活用する。得られた情報を基に必要な支援や情報提供を繋ぐことで、妊娠・出産期における不安解消を図り、安心して過ごせる環境づくりに努める。
32	乳児おむつ等支給事業（見守りおむつ宅配便）による産後育児不安の解消	68	子育て支援センター	満1歳までの乳児を養育する家庭に対し、おむつ等の宅配を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。あわせて、子育て経験のある専門のスタッフによる声掛け及び見守りにより、産後育児に対する不安の解消を図る。	満1歳までの乳児を養育する家庭に対し宅配員が毎月おむつ等を届け、子育ての悩みを相談してもらうことで産後育児の不安を解消することができた。また、子育て家庭の経済的負担を軽減した。	A	毎月同じ宅配員がおむつ等を届けることで保護者との信頼関係を築くことができ、子育てについて気軽に相談してもらうことで産後育児の不安を解消することができた。	少子化や地域とのコミュニティの希薄化が進む中、子育てに孤独を感じる世帯が増えているため、引き続きおむつ等を届け、孤立防止や育児不安の解消及び経済的負担を軽減する。
36	乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の助成	69	保険年金課	乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の一部を助成し、安心して医療が受けられる環境の整備及び健康の保持並びに福祉の増進を図る。	就学前児童の医療費については、自己負担無しで助成を行った。また、小学1年生から高校生世代までの医療費について、通院・入院医療費の一部助成を行った。 ※小学1年生から中学3年生までは市が単独で実施している制度で、そのほかは県が統一して実施している制度である。	A	子どもたちが安心して治療を受けられる環境の整備と保健・福祉の増進を図れた。	県制度については、県の方針や状況を見ながら制度の維持に努める。 市制度については、安易な受診につながらないようにするとともに、他市町の状況を見ながら助成内容の検討を行い、制度の維持に努める。
40	図書館活動を活用した親育ちの促進	70	図書館 幼児課	絵本の世界の楽しさ及び豊かさを知り、絵本を通して子どもと保護者が心を通わせる触れ合いの時間を体感できるよう、おはなし会等の事業を実施する。保護者の心のケア及び子育てに関する問題解決の糸口となる本をはじめ、児童書等多様な資料を収集し提供する。また、認定こども園等における図文庫等の読書環境整備、司書を講師とする保護者に向けた絵本講座等を実施することで、本及び本に関する情報を提供し、子育て支援の取組を進める。	親子で参加できるおはなし会等を図書館で定期的に開催した。 園の先生向け研修会の開催、園への訪問、おはなし会の開催、資料提供を通じて園の読書環境を充実させる継続支援を行った。 保護者に向けた絵本講座を開催した。 園での絵本コーナーの環境整備、ボランティアグループによる読み聞かせ等を実施した。	A	図文庫への継続支援を行ったことにより、園の先生や子どもたちがいつも本と出会える環境づくりを進めた。 保護者に向けた絵本講座の開催により、子育て支援の取組を進めることができた。 絵本コーナーの環境整備と充実を図ったことや、ボランティアグループによる読み聞かせを通じて、絵本が好きな親子で絵本の時間を持つ姿が増えた。	子育てに関する資料の充実や、絵本を含む児童書の整備と提供を通じて保護者の図書館利用を促進する。 図文庫の環境整備の支援や、保護者に向けた絵本講座の開催を継続して行う。 引き続き、保護者向けの絵本講座や講師派遣による子育て支援の取組を実施していく。
41	家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供	70	生涯学習課	P T A、青少年育成市民会議等の各種団体及びコミュニティセンターと連携及び協力し、保護者及び地域住民が家庭教育について学習する機会及び子育てについて情報交換できる場を設ける。また、家族のきずなの大切さを認識する機会として「家族ふれあいサロンの」を推進し周知を図る。その他、子育てについて悩みがある保護者を支援するスマイルサポーターを市内の小中学校に配置して家庭教育支援を推進する。	P T Aの取組や家庭教育支援基盤構築事業として家庭の教育力向上に資する講演会を行った。また、各コミュニティセンターにおいて子育てについての事業を行った。その他、青少年育成市民会議の事業や「家族ふれあいサロンの」などを通して家庭教育の向上に務めた。スマイルサポーターを11人配置し家庭教育を支援した。	B	研究会や講演会、家族ふれあいサロンのなどの事業に、今まで参加したことがない保護者や家庭にもっと多く参加してもらえるよう啓発活動を行う必要がある。スマイルサポーターの存在を多くの家庭に広め、家庭教育支援を推進する必要がある。	子育てに悩みがある保護者に十分に支援が届いていないため、今後も各種事業を通じて家庭教育の重要性について伝える。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり								
54	学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業）	74	こども政策課 こども相談支援課	社会福祉協議会、地域の団体及びボランティアと連携し、子どもの学習支援及び子どもの居場所づくりを推進する。家庭の事情等により特に重点的な支援が必要な世帯の子どもについては、児童育成支援拠点事業につなげ、安心して過ごすことのできる居場所を提供し、子ども及びその保護者を支援する。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市ササースクール事業を実施した。また、民間の居場所を含め、市民が連携した子どもの支援体制について検討し、居場所の持つ価値について整理した。	B	居場所の充実及び居場所の機能及び価値評価については取り組むことはできた一方で、重点的に支援が必要な家庭の子どもの居場所についての検討は十分に進めることができなかった。	引き続き、子どもが多様な居場所を持てるよう関係機関と連携して取り組むとともに重点的に支援が必要な家庭の子どもの居場所について検討を進める。
55	校内教育支援センター及び子どもオアシス（児童生徒成長支援室）による不登校児童生徒への支援	74	学校教育課	不登校傾向及び教室に入りにくい児童生徒に対し、個々に応じた支援を行うための校内教育支援センターを設置する。設置に当たっては居場所づくり、つながりづくり及び未来づくりの三つの機能を設け、関係機関と連携し、相談体制の強化並びに対象児童生徒及び保護者の孤立防止に重点的に取り組む。また、市内3箇所に設置している子どもオアシス（児童生徒成長支援室）で、不登校に関する相談及び児童生徒の支援に取り組む。さらに、不登校児童生徒が自らに合った学びの場を選択することができるよう、フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を実施する。	校内教育支援センターを市内小中学校に24校設置し、不登校傾向及び教室に入りにくい児童生徒に対し、居場所づくり、つながりづくり及び未来づくりの三つの機能を設け、関係機関と連携し、相談体制の強化並びに対象児童生徒及び保護者の孤立防止に重点的に取り組む。また、市内3箇所に設置している子どもオアシス（児童生徒成長支援室）で、不登校に関する相談及び児童生徒の支援に取り組んだ。また、フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を実施した。	A	校内教育支援センターの設置校を前年度より8校増やすことができ、支援の充実を図ることができた。	校内教育支援センターの検証校が2校設置され、市内小中学校で25校になる。設置校に配置される不登校対応コーディネーターや校内教育支援員が安定的に配置できない現状があり改善等が必要である。また、支援を充実させるために研修等を実施し支援員の育成が必要である。
62	こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ないアウトリーチを含めた相談支援の実施【新規】	76	こども相談支援課 健康推進課 子育て支援センター	こども家庭センターにおいて、保健師及び子育てコンシェルジュ等が各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等による子ども等に関する相談（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない伴走型相談支援に取り組む。	特に妊娠から産後にかけて虐待リスクの高い家庭に対しては、こども家庭センターの児童福祉部門及び母子保健部門が早期に情報連携し、合同ケース会議でケース協議（新規21件、継続24件）を行った。 また、子育てコンシェルジュ（子育て相談員）が相談を希望する妊娠7、8箇月の妊婦に対し相談支援に取り組んだ。	A	合同ケース会議においてケース協議を行うことにより、関係機関が連携し、早期にケース支援の方向性を決定し、支援を行うことができた。 面談や相談を希望する妊婦に対し、出産後の子育てについての相談も含め対応することができた。	児童福祉及び母子保健部門において、ケース介入のタイミングが異なることがあるため、統括支援員を中心に各部門の認識の差異を埋め、円滑なケース支援が行えるよう調整していく必要がある。 引き続き、妊娠期から切れ目ない相談支援に取り組むために、妊娠7、8箇月の妊婦に対し、つどいの広場の紹介や出産後の子育てに対し相談による支援を行っていく。
67	障害の早期発見及び早期支援の推進と児童発達支援センター事業を中核とした障害児支援体制の整備	78	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校教育課 障害福祉課	発達相談、乳幼児健診、保育所、学校等との連携により、発達の遅れ及び障害に早期に気付き、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努める。また、障害児福祉サービスの質及び量の確保並びに向上に努め、加えて児童相談支援事業による包括的な支援の充実及び児童発達支援センター事業の機能強化を図る。	巡回回を実施し、乳幼児期の発達に関連した困りごとについての相談支援に努めた。 また、必要に応じて障害児福祉サービスの給付決定を行った。 児童相談支援事業ところによるサービス等利用計画の作成及びモニタリング等を実施した。また、ケース会議を実施し、関や事業所との連携を図った。児童発達支援センターが地域の障害児通所支援事業所との研修会（10事業所19名が参加）や幼保職員との合同研修会（50名参加）を開催し、地域の障害児支援における中核的機能の充実を図った。	B	子どもの姿から園と保護者間で話し合いを重ね、子どもにとって必要な支援や関わりを受けられるようにした。 発達支援センターや障害児相談支援事業所と連携し、障害児福祉サービス利用の申請から支給決定まで適切に処理をした。対象児童の状態や生活環境等に応じて、適正な支給量の決定した。 地域の障害児通所支援事業所の増加もあり、児童発達支援センターとしての地域的機能としての充実がますます求められている。	今後も巡回回を実施し、他機関とも連携しながら、相談支援に努める。 年々増加する障害児福祉サービスの給付費については、本市財政への負担を勘案しつつ、障害児の健やかな発達のために必要な支援について適正な支給量の決定に努める。 児童相談支援事業ところでは、必要に応じてケース会議等を実施し、支援の方向性の共有を図り、円滑な支援体制づくりにを進める。 児童発達支援センターとして地域の障害児通所支援事業所とも連携し、地域の障害児支援の充実を図る。
75	外国にルーツのある子どもへの日本語指導及び生活指導	80	学校教育課 幼児課 生涯学習課	日本語の初期指導が必要と認められる外国にルーツのある子どもの就学・就学を支援するため、外国籍児サポートルームにこにこ、プレスクール、いろは教室等において、初歩的な日本語指導及び基礎的な生活指導を実施する。また、市内の小中学校に在籍する児童生徒を対象に学習支援を行う日本語教室が加えよを実施する。	日本語の初期指導が必要と認められる外国にルーツのある外国児童生徒に対し、御園・八日市北教室の2校体制で、初歩的・基礎的な生活指導や日本語指導を含む適応指導を行った。 保育所等では、各国にポルトガル語通訳が外向き、こにこ交流会を開催し、ポルトガル語に触れる機会を作った。 また、就学を控える子どもを対象に12月から3月に14回のプレスクールを行った。9人延べ86人が参加した。	A	小中学校在籍校での学校生活・学習への適応を円滑に進めることができた。 ポルトガル語通訳が巡回回やこにこ交流会を開催し、ポルトガル語に触れる機会を作った。一緒に生活する仲間として互いを知り合える温かな雰囲気になっている。 プレスクールについては、広報を工夫し、小学校就学前の多くの対象者に参加してもらい、入学時の困り感が減少するよう支援する必要がある。	引き続き交流会を実施し、互いの言葉に触れる機会が持てるように検討していく。 プレスクールについては、広報を工夫し、小学校就学前の多くの対象者に参加してもらい、入学時の困り感が減少するよう支援する必要がある。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり								
79	ファミリー・サポート・センター事業による助け合いの子育て支援	82	子育て支援センター	多様な子育てニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、子育て支援に関わる行政機関及び民間団体と連携し、事業の利用促進を図る。依頼会員については、地域子育て支援拠点事業のつどいの広場を通じて情報提供等により登録を推進する。また、協力会員については、継続的な支援を提供できるよう、引き続き地域の事業所、市内の大学等に出向き、広報・啓発活動を通じて確保を図るとともに、交流事業、講習、研修等への参加を積極的に促し、スキルアップを図る。	子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育てを手伝える人（協力会員）の登録を推進することで利用者を増やし事業を実施した。 (令和7年度実績) 依頼会員 540人 協力会員 171人	A	キャラバン隊として各子育て支援センターつどいの広場に出向き事業の周知と登録の受付を行うことや、協力会員の養成講座の周知に力を入れることで会員登録の増加につながった。	今後もファミリー・サポート・センター事業の周知と多様な子育てニーズに対応できるよう協力会員の増加に努める。
82	気軽に赤ちゃんとお出かけができる環境整備のための赤ちゃんの駅設置	82	こども政策課	乳幼児の保護者が外出先で気軽におむつ替え、授乳等ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図る。	乳幼児の保護者が外出先で気軽におむつ替え、授乳等ができる施設を赤ちゃんの駅として登録し、登録施設について広報した。	B	登録施設数を増やすことができなかった。	新たに、登録できる条件を満たしている施設を探し、登録を呼びかける。
85	子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集えるつどいの広場の充実	84	子育て支援センター	市内13箇所に設置されたつどいの広場は、子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所である。さらに、子育てコンシェルジュを配置し、相談に応じることで子育て支援の充実に取り組む。	市内13箇所（公立6箇所、民間7箇所）に設置されたつどいの広場は、子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所を提供することができた。さらに、子育てコンシェルジュを配置し、相談に応じることで子育て支援の充実に取り組むことができた。	A	子育て中の保護者及び子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所を提供することができた。	核家族化や少子化が進行し家庭での育児に孤独感を抱く保護者に対し、親同士の仲間づくりや子育て相談ができる場所を提供していく。更に月に1回土曜日につどいの広場を実施する。
88	子どもへの絵本の読み語りの推進	84	図書館 子育て支援センター	子どもと保護者が共に絵本の世界を楽しみ、触れ合う時間となるよう絵本の読み語りを定期的に開催するとともに、絵本に出会う第一歩としてのブックスタート事業を実施する。また、子どもと保護者に対する多様な資料提供及び情報発信の充実を図るとともに、くつろいで交流できる居場所づくりに努める。	子どもと保護者が共に絵本の世界を楽しみ、触れ合う時間となる「おひざでだっこのおはなし会」等おはなし会やテーマに沿って本を集めた特設展示、原画展等企画事業を定期的に実施した。 毎月1回、各子育て支援センターつどいの広場において、図書館司書が絵本の読み聞かせをするおはなし広場を開催した。 また、子どもが絵本に出会いふれあうきっかけとなるよう、4箇所児童館において絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施した。	A	おはなし会やテーマ展示、企画事業を定期的実施し、子どもと保護者の利用促進を図った。 読書ボランティアへの資料提供や情報交換により、子どもへの絵本の読み語り活動の推進を図った。 子どもと保護者に対する多様な資料を収集し提供した。 絵本をプレゼントすることで、親子で絵本の世界を楽しみ、ふれあう時間を持つきっかけとすることができた。	おひざでだっこのおはなし会は需要が高く熱心な参加がある。引き続き、取組を進めていく。 保護者への本の紹介や読み語りの方法などの情報提供、講座の実施を通じて、家庭での子どもへの読み語りを推進する。 市内の読書ボランティアと交流する機会を継続的に持ち、ボランティアのスキルアップにつながる研修や、子どもと本をつなぐ事業を協働で開催することで、子どもと本を結ぶ担い手の育成を今後も継続して行っていく。 親子でふれあう時間をもつきっかけとなるよう、絵本をプレゼントするブックスタート事業の実施のほか、図書館と連携し、絵本の紹介や読み聞かせの方法を伝えていく。
89	地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり【再掲】	84	こども政策課	子どもの居場所づくりとして、社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市サマースクール事業を実施した。また、民間の居場所を含め、官民が連携した子どもの支援体制について検討し、居場所の持つ価値について整理した。	A	新たにサマースクール事業を創設し、居場所の充実を図った。	新たに高校生、大学生年代の居場所機能を有する拠点を設置し、さらに幅広い層の居場所づくりを進める。

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画【第5章】施策の展開進行管理表

【評価区分】
A 成果が得られた。（80％程度）
B 改善の余地あり。
C 成果が得られなかった。

資料2-2

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり								
1-1 幼児期の教育・保育環境の充実								
(1) 幼児教育・保育の充実								
1	①保育の量の確保と幼児教育センターによる保育の質の向上	59	幼児課 幼児施設課	0歳児から2歳児までの保育の受皿を確保するため、地域の保育需要等を見定め、既存施設の改修を検討し、入所受入枠の確保に努める。また、保育の質の向上に向けて、東近江市幼児教育のあり方検討会及び幼児教育センターが主体となり、市内の保育所、認定こども園等と連携しながら、保育力アップ研修及び指導員による園巡回指導を実施する。	保育の受皿確保については、既存施設の改修及び定員見直しを行い、0歳児から2歳児までの定員を拡大し、入所受入枠の確保に努めた。 東近江市幼児教育の在り方検討会議を開催（1回）し、人材育成の取組についての成果と課題について協議した。保育力アップ研修（31講座）を行い、延べ746人が受講した。園巡回指導を延べ282回行い、保育内容について助言した。	B	保育の受皿確保については、入所受入枠の確保したものの0歳児から2歳児までの保育需要の高まりに対して、引き続き入所受入枠の確保に努める必要がある。 研修の受講者からは、主体性を持って意欲的に受講し、各自が保育者としての専門性を高めようとする姿が見られた。今後は個々の保育力（経験や習熟度）に応じたカリキュラムの構築が必要である。	保育の受皿確保については、地域の保育需要等の動向を見定め、引き続き検討する。 保育者のキャリアやニーズに合った研修が必要であるため、研修内容を見直し、実践的保育力の向上を目指す。
2	②保育アドバイザーによる相談支援	59	幼児課	幼児課に保育アドバイザーを配置し、施設及びサービスの利用について相談支援を行う。また、必要に応じて、関係機関との情報共有により、相談支援を充実する。	保育アドバイザーが中心となり施設及びサービスの利用について相談支援を行うとともに、必要に応じて、関係機関との情報共有を行うなどの相談支援を行った。	A	子育てに不安を感じている保護者に対し、子どもの就園や育児休業から復帰のタイミング、就園する園選び等の相談に対して、「入園のしおり」や子育てハンドブック「ららら」などを用いて保護者の希望に寄り添いながら一緒に考えることができた。また、就園している園への要望等を聞き、保護者と園をつなぐことができた。	今後も引き続き保護者とコミュニケーションをとり相談支援を実施するとともに、保護者のニーズにあわせて他の支援方法も検討する。
3	③多様な保育ニーズに応える体制の充実【新規】	60	幼児課	幼稚園における預かり保育、病児保育等の事業について、ニーズの増加に応じた受入体制の充実を図るとともに、障害児を受け入れるための加配保育士を配置する際の人員費を助成する。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、保育所等と連携して協議を行い、令和8年度から本市ならではの事業が円滑に実施できるよう準備を進める。さらに、外国にルーツのある家庭と各施設のコミュニケーション支援の充実に向けて、認定こども園等に対し日本語指導員による巡回指導を実施するとともに、翻訳機の貸出しを行う。	保育ニーズの増加及び多様化に応じた受入体制の充実を図るとともに、民間保育事業者に対する障害児を受け入れるための加配保育士を配置する際の人員費に対し補助金を交付した。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について令和8年4月からの事業開始に向けて準備できた。 外国にルーツのある児童又は家庭とのコミュニケーション支援としては、日本語指導員による巡回指導の実施、面談での通訳、翻訳機の貸出しを行った。	B	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、利用実績などから次年度以降の取組の方向性を見極める必要がある。 外国にルーツのある児童又は家庭との関係づくり等について、巡回指導や翻訳機の貸出しによる成果は見られるが児童の発達や心の支援の面で他の支援策の検討が必要である。	今後も関係機関や園と連携しながら、一人一人の子どもに合った就園支援をしていく。また、相談者にあわせて必要な情報提供を行う。
4	④保育士等の人材の確保	60	幼児課	働きやすい職場環境の整備、処遇改善等により人材確保を図り、保育サービス及び園児数に対応する適正な職員配置を行う。また、保育体験、研修会、就職フェア、高校生等を対象とする保育の仕事説明会等の実施により魅力ある保育をPRすることで、本市での就労希望者を増やす。	市主催の「保育フェア」を2回実施し、延べ52人の参加があった。また、県主催の「就職フェア」にも参加し人材確保を図った。 また、高校生を対象とした「高校生夏のボランティア」及び「保育の仕事説明会」を八日市高等学校、滋賀学園高等学校、能登川高等学校及び八日市南高等学校で実施し、保育の仕事の体験やPRを行った。 ※八日市南高校は資料配付のみ	B	市主催の「保育フェア」を通じ、求職者への直接的なアプローチをすることができた。また、市内4校の高等学校で実施したボランティア体験や説明会では、将来の担い手となる生徒へ保育の魅力を発信することができた。	引き続き、学生及び潜在保育士等に保育の仕事を探求していくことで、保育士等の人材確保に努める。また、高校生を対象とした事業については、保育の仕事が進路を決定する際の選択肢となるように内容及び実施方法を精査していく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
5	⑤保育士等の業務負担の軽減及び効率化並びに保護者の利便性向上	60	幼児課	事務作業の軽減等により保育士が時間及び心にゆとりをもって子ども向き合うことができること。また、園と保護者との連絡の円滑化による利便性の向上を目的に、公立認定こども園等における登降園、連絡帳アプリ等のICTを導入する（小学校では既に導入済）。	令和8年1月から公立園で幼児施設運営支援システムを導入し、保護者が欠席、遅刻等の連絡をアプリで行う運用を開始した。Wi-Fi環境が整っている2園については、アプリの連絡帳機能の使用を開始した。	B	朝の児童の受け入れ時間帯における欠席等の電話対応が減り、受入体制が充実した。保護者については、時間を問わず連絡できるようになり、利便性が向上した。 さらに、連絡帳機能、お便り配信機能等について使用を開始する方向で検討している。	園内のWi-Fi環境を整えることを検討をしながら、引き続き様々な機能の使用を進め、利便性の向上及び業務の効率化を進め、子どもに向き合える時間を充実させる。
1-2 放課後等の子どもの活動の場の充実								
(1) 多様な放課後活動等の推進								
6	①放課後子ども教室の実施	61	生涯学習課	全ての児童を対象として、放課後及び長期休業期間中に小学校の空き教室、コミュニティセンター等を利用し、地域と連携しながら多様な体験、交流及び学習の機会を提供する放課後子ども教室を実施する。また、継続的な実施に向けた人材の確保及び育成にも取り組む。	市内小学生を参加対象とし、放課後子ども教室を12教室実施した。	B	令和7年度に実施した放課後子ども教室では、事業の趣旨を達成できる充実した内容であった。 しかしながら、実施対象校が14校と、全小学校区の子どもが対象とならなかった。	令和8年度は、13教室の実施予定である。引き続き事業の成果を広く周知するなどして環境を整備していきたい。一方で補助金額に上限があり、教室の拡充の課題となっている。
7	②子どもの体験活動の場の提供	61	生涯学習課	放課後及び週末に、体験活動を通した学びの場として、また、安心して活動できる場として、コミュニティセンター等を活用し、学習、スポーツ、文化活動等を行い、地域の大人、保護者等が積極的に関わりを持ちながら、子どもが地域で健やかに育つ場を提供する。	玉緒地区及び蒲生地区において教育支援活動を実施するとともに各コミュニティセンターで子どもを対象とした事業を実施した。また、放課後子ども教室を12教室実施した。東近江市子ども会連合会としても体験活動を実施した。 さらに、夏季休業期間にやまの子キャンプを実施し、体験活動の充実に努めた。	B	週末や長期休業期間を中心に地域の有志による様々な子どもの体験活動の場を設けることができた。	地域によって、提供される体験活動の質や量に差がある。地域学校協働活動推進員を中心に、地域や学校区の課題に即した子どもの体験活動の場が作られるよう啓発、支援及び情報提供を行う。
8	③児童センターの活動の活性化	61	こども政策課	東近江市福祉センターハートピア（児童センター）において、通常の自由来館事業以外に、居場所づくり事業、サイエンス教室、陶芸教室等の事業に取り組み、遊びを通した仲間づくりを促進し、活動の活性化を図る。また、子どもからの意見を取り入れながら事業を実施し、状況及びニーズに応じた内容の充実等を進める。	東近江市福祉センターハートピア（児童センター）において、自由来館事業以外に、夏季及び冬季休業期間中の小学生の居場所づくり事業を26日（夏休み24日、冬休み2日）した。また、陶芸教室（1日）、手芸教室（2日）、おりがみ教室（2日）、サイエンス教室（1日）といった催しを行った。	A	自由来館事業に加え、長期休業期間や休日に子どものニーズを踏まえた多様なプログラムを提供し、子ども同士の交流を促進することができた。	ニーズの高い夏季休業期間中の小学生の居場所づくり事業については、東近江市福祉センターハートピア（児童センター）以外でも事業実施されるよう東近江市サマースクール事業等を活用し働きかける。また、子どもの居場所の情報をホームページなどで公開する。
9	④地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり	61	こども政策課	社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市サマースクール事業補助金を交付し、6団体が事業を実施した。	B	市内6箇所で夏季休業期間の小学生の居場所を開設することができた。	引き続き、サマースクール事業を通して、安全安心な小学生の居場所の提供に努めるとともに、平日や小学生以外を対象とした居場所の充実に向けて社会福祉協議会等と連携する。
(2) 学童保育所の充実								
10	①学童保育所の保育及び環境の質の向上	62	幼児施設課 こども政策課	就労等により昼間保護者が家庭にいない子どもに対し、学童保育所において適切な遊び及び生活の場を提供する。保育に適した環境を維持できるよう施設の修繕等を実施する。さらに、学童保育所における保育の質を維持・向上させるため、支援員のスキルアップ研修を実施する。	学童保育所施設について建築基準法に基づく点検を実施し、必要な修繕等を行った。また、支援員を対象とした研修会を6回開催した。	A	修繕等が必要な箇所について適切に対応した。 また、制度の改正などに伴って知識の習得が必要な児童虐待や性暴力に関する研修を開催した。	引き続き、必要な修繕等の対応を行うとともに学童保育所における保育の質を維持・向上させるため、年5回程度のスキルアップ研修を実施する。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
11	②学童保育の提供体制の強化	62	こども政策課	学童保育のニーズを満たすことができる提供体制を構築するため、ニーズの高い夏季休業期間限定の学童保育所の開設及び民間学童保育所の誘致を含め、新たなクラブの開設に取り組む。また、運営主体と連携して保育に必要な支援員の確保対策を推進する。	利用児童数の増加が見込まれる策作小学校区に民間学童保育所を開設させた。 また、夏季休業期間限定学童保育所を3箇所（小学校内（御園、八日市南、五箇荘））で開設した。 さらに、東近江市放課後児童支援員確保対策協議会として保育スタッフの登録制度の運用を行った。	A	民間学童保育所の開設及び夏季休業期間限定学童保育所の開設により、待機児童を減らすことができた。 また、東近江市放課後児童支援員確保対策協議会の取組で12人の保育スタッフを確保することができた。	利用児童数の増加が見込まれる小学校区について、運営主体等と調整を行い対策を行う。 令和8年度は、夏季休業期間限定学童保育所を2箇所（御園、八日市南）開設するとともに放課後居場所緊急対策事業を2箇所（玉緒、八日市北）で実施する。
12	③学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な提供	62	生涯学習課 こども政策課	教育・福祉に関係する機関が連携して、学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な提供の在り方について検討する。	放課後児童対策関係課会議において、学童保育所の状況や放課後子ども教室の現状について情報交換を行い、放課後や長期休業期間中の小学生の居場所や学習について協議した。	B	学童保育所及び放課後子ども教室の現状について関係課で共有するとともに、放課後児童対策について協議することができた。	引き続き、より良い放課後児童対策の実現に向けて関係課で協議を進める。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
1-3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援								
(1) 学校・家庭・地域の連携強化								
13	①地域に開かれた学校づくりの推進	63	学校教育課 スポーツ課	地域に開かれた学校づくりに向けて小中学校のホームページ等の充実を図る等、情報発信に努め、地域及び保護者への学校運営の説明責任を果たすとともに、学校評議員等をはじめ地域の人たちの意見を聞く場を設け、学校運営にいかす。また、小中学校の体育施設等を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の促進を図る。	ホームページや、学校だよりなどで特色ある活動等を地域へ発信した。全ての学校に地域学校協働本部又はコミュニティスクールが設置され、学校ボランティア活動が充実し地域との連携が図れた。学校評議員から学校教育に対する意見を聴取したり、地域とのつなぎ役をしていただいたりすることで、地域とともにある学校の具現化に努めた。 また、市内の全小中学校体育施設を学校教育の支障のない範囲で開放し、身近な地域スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ることができた。 (利用実績) 小学校 延べ159,918人 中学校 延べ60,047人	A	地域学校協働本部又はコミュニティスクールを設置し、学校ボランティア活動を充実させ、地域との連携が図れた。学校評議員から学校教育に対する意見をいいただき、意見を教育活動に反映させることで地域とともにある学校の具現化を図れた。 地区又は施設ごとに学校体育施設開放運営委員会を設置し、運営マニュアルを基に適切な利用調整をすることができた。	各学校のホームページに関する基本的なコンセプトを明確化し、地域への情報発信のあり方について検討を行っていく必要がある。 学校教育に対する考えを共有する機会を積極的に確保し、より地域や保護者との連携を進め、安心安全で子どもが生き生きと活動する学校を目指す。コーディネーターや地域人材が高齢化する中で、次代の人材発掘が必要である。 継続して円滑な事業運営ができるよう学校及び利用団体と連携を密にし、地域スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る。
14	②コミュニティ・スクールの充実	63	生涯学習課	各小中学校における地域学校協働本部が核となり、学校及び地域が連携又は協働する仕組みづくりを強化する。また、コミュニティ・スクールの新たな導入に向け、各校への情報提供を行い、導入校においてはその充実を図るため、情報交換の場を持つ（コミュニティ・スクールは市内小中学校31校中6校に導入（令和6年度現在））。	令和7年度から新たに朝桜中学校がコミュニティ・スクール実施校となり、市内7校で地域と学校の協働に向けた情報交換や取組が行われた。	B	コミュニティ・スクールについて学校と地域で理解が深まるよう情報提供し、コミュニティ・スクール導入校を増やす必要がある。	コミュニティ・スクールへの理解の醸成を図るため、未実施校区の地域や学校へ外向き啓発活動を行う。
(2) 学校と連携した相談等支援の推進								
15	①学校における相談体制の充実【新規】	63	学校教育課	小中学校におけるSOSの出し方教育に取り組むとともに、児童生徒が抱える様々な悩み及び不安の相談を受け付け、学校の状況に応じて、スクールカウンセラーによる相談支援体制の充実を図る。保護者の状況により支援が必要な家庭等に対しては、スクールソーシャルワーカー [※] による相談支援及び福祉的支援の調整（コーディネート）を行う。また、校内教育支援センターを小中学校に設置し、教室に入りづらい児童生徒への相談等の支援に取り組む。	小中学校におけるSOSの出し方教育に取り組むとともに中学校9校、小学校19校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアを行い、不登校の改善につなげることができた。また、小中学校におけるSOSの出し方教育を実施し、自分の気持ちに気付く・言葉にする・相談先を知ること伝えることができた。校内教育支援センターを利用した児童生徒が、教室に行くことができるようになった。	A	スクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアを行い、不登校の改善につなげることができた。また、小中学校におけるSOSの出し方教育を実施し、自分の気持ちに気付く・言葉にする・相談先を知ること伝えることができた。校内教育支援センターを利用した児童生徒が、教室に行くことができるようになった。	子どもや保護者の悩みや不安は多様化しており、スクールカウンセラーの配置時間や派遣時間の増加を希望する学校が多く、また配置のない学校からの配置要請も多いため、スクールカウンセラーの配置時間や派遣時間の最適化を図り、子どもや保護者の相談活動に努める。 校内教育支援センター支援員の配置が週に2～3回や午前中だけでなく、常に学校にいる状態ではないため、改善できるよう配置校の工夫を行う。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
16	②子どもの電話相談窓口の周知	64	学校教育課 人権・男女共同参画課 子ども相談支援課	学校問題サポートライン、子ども電話相談等の電話相談窓口の設置及び「子どもの人権110番」を広く周知することにより、人間関係、いじめ問題その他の悩みごとを抱え込んでいる子ども及び保護者に寄り添い支援する。	学校問題サポートラインについてポスターの掲示や市立小中学校管理職会議や教育相談主任会を通して周知し、悩みを抱える子どもや保護者の相談活動を実施した。 子ども電話相談については、広報ひがしおうみ及び東近江ケーブルテレビを通じ市全体に周知した。小学校4年生から中学校3年生を対象には相談先のわかるクリアファイルを配付した。 子どもの人権110番については、案内カードを配布し、相談先の周知を図った。また、「こどもの人権相談」強化週間に合わせて、広報ひがしおうみ及び東近江スマイルネットの文字放送を活用し、電話相談窓口の案内を実施するなど、広く市民への周知に努めた。	A	いじめや人間関係、不登校問題、その他の悩みごとへの電話及びメールでの相談窓口をポスターの掲示や市立小中学校管理職会議や教育相談主任会を通して周知し、悩みを抱える子どもや保護者の相談活動を実施した。 子ども電話相談については、特に小学校4年生から中学3年生に対しては学校を通じて直接相談先のわかるクリアファイルを配布することで常に持ち歩けるという特徴を生かし、いつでも相談先を確認できるようにした。 子どもの人権110番については、案内カードを配布したことで、幅広い児童に確実に情報を届けることができた。	引き続き、機関間や学校と連携して周知を行うとともに相談しやすい環境づくりを関係機関と連携し進めていく。
17	③子どもオアシス（児童生徒成長支援室）の充実	64	学校教育課	市内3箇所に子どもオアシス（児童生徒成長支援室）を設置し、同室に通う不登校（傾向）の児童生徒にとって、安心できる場、心触れ合う場及び自信づくりの場となる環境を作るとともに、学校復帰及び社会的自立のための力を付けられるよう、関係機関と連携を密にし、個々の児童生徒の状況に応じた支援に努める。また、不登校（傾向）の児童生徒の保護者、学校、教員等に対し、相談支援を行う。	子どもオアシスにおいて、個に応じた活動と支援を行った。（児童生徒対応をのべ678回実施） また、不登校（不登校傾向）の児童生徒の保護者等に対し、のべ268回の相談を行った。	B	個に応じた活動と支援を行うことで、社会的自立や学校復帰への足がかりとすることができた。しかしながら、不登校の要因や背景は様々で近年多様化、複雑化していることからさらなる支援の充実が必要である。	子どもオアシスは1対1の個別対応のニーズが高まっている。集団には抵抗のある児童生徒が家族以外の大人として、周りの目を気にすることなく過ごせる場として大きな役割を担っていると考えられる。個別の対応枠の拡充なども視野に入れ、個別枠の確保に努めたい。
(3) 子どもの健全育成の推進								
18	①「確かな学び」を育む教育の推進	64	学校教育課	子どもの実態を踏まえ、基礎的な知識・技能を確実に習得できるよう、一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を実施する。また、学力向上プランを基に全教員が授業改善を行い、子どもが主体となる授業づくりに取り組む。	市内小学校5校において、児童一人ひとりの実態に応じた指導の充実を図るため、学習指導員を配置し、少人数指導やチームティーチングによる授業を実施した。また、校内研究主任会、校長会、教頭会において学力向上プランの周知・共有を図るとともに、「三よし学校訪問」においては、同プランに基づいた授業実施状況を確認し、授業改善に向けた指導・助言を行った。	B	少人数指導やチームティーチングによる授業については、「質問がしやすい」「内容が分かりやすい」といった肯定的な声が聞かれ、子に応じた指導の効果がみられた。 一方、学力向上プランについては、全体として概ね浸透してきているものの、個別最適な学習の実現に向けた具体的な学び方や授業の在り方については、「分かりにくい」「イメージがつかみにくい」といった意見も挙っており、今後さらなる具体化と共有が課題である。	学び方や授業のタイプについては、学力向上プラン内での表示をより分かりやすいものに改善するとともに、学校訪問においても具体的な事例を交えた指導助言を行い、教職員の理解を一層深めていく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
19	②子どもと本を結ぶ活動の推進	65	生涯学習課 図書館 学校教育課	子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書の楽しさを実感し、将来にわたる読書習慣を身に付け、本を通して豊かな学びを得ながら成長できるよう、関係課が連携し取組を進める。また、公立図書館及び学校図書館との連携により、子どもが魅力を感じるような選書等を行うことで、読書活動の充実を図る。	子ども読書活動推進委員会を開催し、子どもの読書活動の推進を図った。具体的には、絵本の読み語り基礎講座を開催し、子どもと本を結ぶ担い手の育成を行った。 また、国・小中学校の教員に「市立図書館の利用案内」を配付し、図書館利用を促進した。 また、学校司書と定期的に情報交換を行うとともに、情報提供や資料提供、連携事業の実施を通じて、子どもと本をつなぐ機会づくりを行った。 さらに夏季休業期間前に小中学生を対象にしたブックリストを作成し、全児童生徒に配布して読書推進を図った。	B	子ども読書活動推進委員会を実施し、関係機関と連携した取組を進めたが、さらなる取組の充実が必要であるため。	引き続き、関係課、公立図書館及び学校図書館と連携し、効果的な取組について検討・推進していく。
20	③喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教育の推進	65	学校教育課 健康推進課	喫煙、飲酒及び薬物乱用が及ぼす心身の健康への影響について、教科等での指導とともに、喫煙、飲酒及び薬物乱用防止教室を実施し、地域でも予防及び啓発する。	小中学校24校において、関係機関と連携をとりながら、薬物乱用防止教室・禁煙教育を実施した。また、中学校においては、薬物について各校の実態に応じた学習を教科学習で実施した。	A	保健師等が外部講師として小中学校に出向き喫煙防止教育を実施し、児童生徒の理解に努めた。	関係機関と連携し、小中学校での薬物乱用防止教室の実施を更に推進していく。また、小中学校で喫煙が及ぼす心身の影響を伝える禁煙教育を継続して実施していく。中学校では、学校薬剤師による薬についての指導（薬物乱用防止教室を除く）を更に充実させる。
21	④子どものスマートフォン等の適正利用の推進	65	学校教育課 生涯学習課	子どもが自分でコントロールできる力を身に付けられるよう、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等の適正利用について指導を行う。また、子どもがSNS等のインターネット上のいじめの被害者及び加害者にならないよう、学校生活において指導を行うとともに、SNS等を通じた犯罪被害に巻き込まれないための情報モラル教育に取り組む。	東近江市PTA連絡協議会と連携をして、「スマホアンケート（インターネット利用実態調査）」を実施した。また、その結果を基に、要請のあった学校に出向き、情報モラル教育を行った。 また、青少年育成市民会議では、スマートフォンの販売をする店を「青少年を守る店」に指定を行った。	B	アンケートの集計及び分析を行い把握した課題への対応策の検討が必要である。 また、「青少年を守る店」など、協力店や一般市民に対して、より一層の啓発活動を行う必要がある。	令和8年度も引き続きスマホアンケートを実施するが、速やかに集計と分析を行い、学校と家庭が同じ方向を向いて取り組める手だてを打ち出す。 各青少年育成団体等において、スマートフォンやSNSの利用について啓発活動を推進する。
22	⑤性教育の推進	65	学校教育課	教科等での指導及び地域講師による出前授業等を通じて人の身体及び心の成長（性徴）及び命のつながりを知り、自他の生命並びに人権を尊重する教育を実施する。また、プレコンセプションケア [※] の視点を含む、将来にわたる健康な体づくりを目指す取組を行う。	学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する指導を行うことで、正しい性の知識の普及と正確な情報提供に努めた。また県プレコンセプションケア講師派遣事業等を活用するなどし、外部講師を招いてのいのちの学習を学校の実態に応じて実施した。	A	学習指導要領に基づいた性に関する指導を適切に実施することができた。	引き続き、学校の教育活動全体を通して、性に関する指導、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の更なる充実を図る。児童生徒自ら情報を選択し、正しい判断・行動がとれるようにする。児童生徒の自己肯定感を高め、主体的に生きる力を育成する。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり								
2-1 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実								
(1) 妊娠・出産に関する支援の推進								
23	①妊婦及び配偶者に対する相談支援の推進	66	健康推進課	妊婦届及び出生届の提出時に、妊婦及びその配偶者に対して面接を行い、妊婦等の心身の状況及び置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。	妊婦届・出生届の提出時に、妊婦や配偶者に対する面接を実施し、対象者の心身の状況や置かれている環境を把握するとともに、母子保健・子育てに関する情報提供や個別の相談支援を行った。	A	妊婦届・出生届提出時に妊婦や配偶者への面接を実施し、心身の状況や家庭環境の把握に努めた。また、一人ひとりの状況に応じた母子保健・子育てに関する情報提供や、きめ細かな相談支援等を行った。	子育て家庭の孤立、児童虐待相談の増加が課題であり、面接を通じた状況把握をさらに徹底し、関係機関と連携した切れ目のない支援を行う。
24	②妊婦の健康増進及び不安解消に向けた支援の推進	66	健康推進課 子育て支援センター	妊婦届の提出時に母子手帳の交付とあわせて妊婦全員との面接を行い、妊婦自らが健康管理を行えるよう、アンケートを通じて妊婦の食生活、生活習慣、喫煙及び飲酒の状況並びに家族の喫煙状況を確認し、健康管理に関する個別指導を行う。また、妊娠に伴うからだの変化や妊娠中の過ごし方、出産（陣痛）時の対応、産後の生活及び子育てにおける相談ができる場所について、父母共に具体的にイメージし、不安の解消につなげられるよう支援を行う。	母子手帳交付時の妊婦面接で、アンケートをもとに生活習慣や喫煙等の確認と個別の健康指導を行った。また、妊娠から産後・子育てまでの過ごし方や相談先を伝え、不安解消につながる支援を実施した。 妊娠7、8箇月時には、相談を希望する妊婦を対象に子育てコンシェルジュ（子育て相談員）が出産後の子育てについての相談やつどいの広場の紹介などを行うことで育児不安の解消につなげられるよう支援した。	A	妊婦への面接や、アンケートに基づく個別の健康指導、産前産後の不安解消に向けた相談先の案内等を計画どおりに実施し、妊婦へのきめ細かな支援を十分に達成できた。 妊娠期から、出産後の子育てにおける相談ができる場所を具体的にイメージすることで不安の解消につなげられた。	面接での状況把握を継続し、妊婦一人ひとりに寄り添った支援を行う。特にアンケートを活用し、食生活や生活習慣に関する個別指導をより丁寧に行うことで、母子の健康維持と不安解消に努める。 また、妊娠期の相談をきっかけに、出産後の子育て相談ができる場所を知らせることで育児不安の解消につなげる。
25	③妊産婦の医療費助成の推進【新規】	67	保険年金課	妊産婦の医療費の自己負担金の一部を助成する妊産婦医療費助成事業に取り組むとともに、妊産婦に治療の必要な疾病の早期発見及び早期治療を促し、安心して出産に臨める環境づくりと妊娠・出産に要する経済的負担の軽減を図る。また、助成申請で妊産婦等と対面することから、不安を抱える妊産婦を保健師等相談窓口と連携し必要な支援につなげる。	妊産婦医療費助成として、通院・入院医療費の一部について402人に対して助成した。	A	令和7年度は402名へ助成を行い、母子手帳交付件数の53.6%において本助成が活用された。独自アンケートでは92.5%が満足と回答しており、経済的支援と対面相談の組み合わせにより、妊娠期から子育て期までの不安解消と、安心して過ごせる環境づくりにつなげられた。	申請時の窓口対応を単なる事務手続きとせず、個々の妊産婦の状況を把握する機会として活用する。得られた情報を基に必要な支援や情報提供を繋ぐことで、妊娠・出産期における不安解消を図り、安心して過ごせる環境づくりに努める。
26	④不育症治療に対する支援の推進	67	健康推進課	不育症に悩む人からの相談について、必要に応じて専門機関につなぐとともに、高額になる不育症の治療費の負担軽減を目的に、不育症又は不育症の可能性があると診断された人が医療機関において受ける検査等治療（医療保険適用分に限る。）に要する費用の一部を助成する。	県の不育症相談窓口への紹介及び治療費の一部助成を実施した。（令和7年度実績：1件）	A	医療機関から対象者へ申請を勧めるケースも見られ、必要な人への支援制度の周知を図ることができた。	支援が必要な人が機を逃さず申請できるよう、引き続き市ホームページ等での確実な情報提供に努め、不育症の相談支援と経済的負担の軽減を継続していく。
(2) 母子の健康への支援と医療機関等との連携								
27	①乳児家庭全戸訪問事業の実施	67	健康推進課	生後4箇月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援情報の提供及び養育環境等の把握を行う。訪問の結果、重点的支援が必要であると判断した家庭については、児童福祉分野と連携し、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業により、専門的な相談及び家事・育児支援につなげる。	生後4箇月までの乳児家庭を訪問し、子育て情報の提供と養育環境の把握を行った。支援が必要な家庭に対しては、児童福祉分野と連携し、専門的な相談や家事・育児の訪問支援へとつなげた。	A	乳児家庭への訪問を実施し、環境把握と情報提供を行えた。また、市の課題である子育て家庭の孤立や虐待を防ぐべく、支援が必要な家庭を児童福祉分野等の専門的支援を行った。	引き続き全乳児家庭への訪問を徹底し、早期の状況把握に努める。児童福祉分野等との連携を丁寧に行い、対象家庭への切れ目のない支援を展開する。
28	②ハイレスク妊産婦・新生児援助事業の実施【新規】	67	健康推進課	身体的・精神的・社会的にリスクの高い妊産婦・新生児に対して、保護者と子どもが適切な時期に適切なサービスや支援を受け、心身ともに健やかな成長ができるよう、医療機関や市、保健所及びその他関係機関が連携をしながら支援ができるよう取り組む。	リスクの高い妊産婦・新生児に対し、適切な時期に必要な支援が行き届くよう努めた。医療機関と密に連携し、母子の健やかな成長を支える支援を実施した。	A	医療機関との連携体制を構築し、ハイレスク妊産婦や新生児へ適切な時期に支援を届けることができた。	医療機関との連携を丁寧に行い、ハイレスク妊産婦や新生児への早期支援を継続する。
29	③産婦健康診査の費用助成【新規】	68	健康推進課	出産後間もない時期の産婦の心身の健康状態を確認し、産後うつ等を早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、産科医療機関又は助産所で行われる産婦健康診査の費用の助成を行う。	産後の母親の心身の回復状況を確認し、産後うつ等の早期発見や支援につなげるため、産婦健康診査の費用助成を実施した。（令和7年度助成件数のべ8,855件）受診に伴う経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進した。	A	産婦健康診査の費用助成を実施し、産後うつ等の早期発見や心身のケアを促進できた。	産婦健康診査の費用助成を継続し、産後うつ等の早期発見や心身のケアに努めるとともに健診結果をもとに必要な支援へ確実につなげる。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
30	④産後ケア事業【新規】	68	健康推進課	出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導及び療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う。	産後1年未満の母子を対象に、それぞれの心身の状態に応じたきめ細かな保健指導や、療養に伴う育児指導、個別の相談援助等を行った。	A	出産後1年未満の母子へ保健指導や相談援助を実施し、心身の安定と育児不安の解消を行った。	母子健康手帳交付時や、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診などのあらゆる機会を通じて保護者に積極的な周知を行い、必要な方が確実に利用できるよう促す。
31	⑤乳幼児健康診査の推進	68	健康推進課	子どもの成長発達の節目に合わせ、乳幼児健康診査を行う。健診が「子どもを理解し、日頃の子育てを振り返り、親子関係を考えられる学習の場」、「子どもの成長に気付き、喜べる場」、「困ったこと及び悩んでいることの相談を聞いてもらえる場」及び「仲間がいることが分かり安心できる場」となるよう、保健指導内容の見直しと更なる充実に努める。また、未受診の場合は、入院等の場合を除き児童虐待の可能性もあることから、未受診者への受診勧奨及び乳幼児の健康状態の確認に取り組む。	健診が親の学習や成長を喜ぶ場、また相談や仲間づくりの場となるよう、離乳食の展示や集団保健指導の実施など、指導内容の見直しと充実を図った。	B	保護者から待ち時間短縮の要望があり、改善が必要である。	子どもの成長の節目に行う各乳幼児健診が、成長を喜び親子関係を考える学習の場、相談や仲間と安心できる場となるよう保健指導を充実させる。あわせて待ち時間短縮等の改善取り組む。
32	⑥乳児おむつ等支給事業（見守りおむつ宅配便）による産後育児不安の解消	68	子育て支援センター	満1歳までの乳児を養育する家庭に対し、おむつ等の宅配を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。あわせて、子育て経験のある専門のスタッフによる声掛け及び見守りにより、産後育児に対する不安の解消を図る。	満1歳までの乳児を養育する家庭に対し宅配員が毎月おむつ等を届け、子育ての悩みを相談してもらうことで産後育児の不安を解消することができた。また、子育て家庭の経済的負担を軽減した。	A	毎月同じ宅配員がおむつ等を届けることで保護者との信頼関係を築くことができ、子育てについて気軽に相談してもらうことで産後育児の不安を解消することができた。	少子化や地域とのコミュニティの希薄化が進む中、子育てに孤独を感じる世帯が増えているため、引き続きおむつ等を届け、孤立防止や育児不安の解消及び経済的負担を軽減する。
33	⑦多胎児家庭サポート事業等の実施	68	健康推進課 子育て支援センター	多胎児家庭の身体的及び精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを促進するため、サポーターを派遣し、家事、育児等の支援を行う。また、子育て支援センターにおいて多胎児を妊娠又は育てる人を対象とする多胎児親子・多胎児妊婦の交流の場「おひさま広場」を開催し、多胎児家庭の孤立の防止及び交流の促進を図る。	多胎児家庭の身体的・精神的な負担を軽減するため、サポーターを派遣し家事や育児の支援を行った。あわせて、子育て支援センターで交流の場「おひさま広場」を開催し、孤立防止と交流を促進した。	A	母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診などの機会を通じて事業の積極的に周知しサポーター派遣等の利用者が順調に増加している。また、「おひさま広場」で多胎児家庭の孤立防止や交流の促進を図ることができた。	サポーター派遣による家事・育児の支援体制を維持・強化するとともに、「おひさま広場」を実施し、身体的及び精神的負担の軽減と孤立の防止を図る。
34	⑧子どもを取り巻く地域医療体制の整備	68	地域医療政策課	地域医療に関する啓発を実施し、多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び各医療機関と連携を図る。あわせて、医師の確保に努め、安定的で持続可能な地域医療提供体制の整備に取り組む。	医師会及び薬剤師会と連携を図り、平日夜間診療及び診療に伴う処方を実施した。 市立病院の指定管理者と政策的医療の協定を結び、救急及び小児の診療を実施した。	A	市立病院における救急及び小児医療の充実に向け、指定管理者と連携を図り、取り組みを進めることができた。	東近江市蒲生医療センターの病院化に伴い、外来診療の拡大を図る。 また、受診率の低い乳がん検診について、受診促進に繋げるための事業を実施する。 さらに、へき地医療体制の確保に向けて、新規の政策提案を実施する。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
(3) 子育て家庭の経済的基盤の安定								
35	①児童手当の支給	69	こども政策課	家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給するとともに、未申請者への案内及び現況届未提出者への督促等を行いながら、制度の周知を図る。また、申請手続の負担が軽減されるよう添付資料の簡略化を進める。	認定請求、額改定届、消滅届等について電子申請を導入し手続の負担軽減を図った。 制度の改正に伴う多子カウントの見直しにより新たに現況届の対象となった受給者へ案内を交付した。	A	手続勧奨通知に電子申請手続の案内を掲載し手続の負担軽減に努めた。 多子カウント見直しに関する現況届対象者には、現況届、確認書、返信用封筒を同封して、確実な提出を促した。	電子申請を一層普及させることで、開庁時間短縮の受給者の影響を軽減する。
36	②乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の助成	69	保険年金課	乳幼児から高校生世代までの子どもの医療費の一部を助成し、安心して医療が受けられる環境の整備及び健康の保持並びに福祉の増進を図る。	就学前児童の医療費については、自己負担無しで助成を行った。また、小学1年生から高校生世代までの医療費について、通院・入院医療費の一部助成を行った。 ※小学1年生から中学3年生までは市が単独で実施している制度で、そのほかは県が統一して実施している制度である。	A	子どもたちが安心して治療を受けられる環境の整備と保健・福祉の増進を図れた。	県制度については、県の方針や状況を見ながら制度の維持に努める。 市制度については、安易な受診につながらないようにするとともに、他市町の状況を見ながら助成内容の検討を行い、制度の維持に努める。
37	③公営住宅の提供	69	住宅課	低額の家賃で入居できる市営住宅の入居募集について、市ホームページ及び広報ひがしおうみに掲載し、住宅課窓口及び各支所において募集案内の配布による相談及び電話による入居相談を実施する。また、準特定優良賃貸住宅（公営型） [※] の入居募集については、入居選考基準により子育て世帯を考慮する。	市営住宅の入居者募集の際に、市ホームページや広報ひがしおうみに掲載の上、住宅課及び各支所にて募集案内を配布した。また、住宅課窓口及び電話による入居等相談を実施した。 準特定優良賃貸住宅（公営型）入居者募集について、子育て世帯を基準の一つとした。	A	市営住宅の入居募集において、広報手段の多角化により、市民の利便性と公平性を確保した。また、住宅課窓口及び電話では相談者の状況に応じた丁寧な説明を徹底した。	今後も、市ホームページや広報ひがしおうみ、募集案内等を活用し、市営住宅入居者募集情報の周知を行う。また、住宅課窓口及び電話による入居相談等を継続する。 準特定優良賃貸住宅（公営型）の募集については、選考基準の一つとして子育て世帯を考慮していく。
38	④妊婦のための支援給付【新規】	69	子育て支援センター	妊娠の届出を行った妊婦及び出生の届出を行った世帯に対し、伴走型相談支援とともに経済的支援として、妊婦のための支援給付金を給付し、妊婦及び子育て世帯が安心して出産及び子育てができる環境の充実を図る。	妊婦や産婦等に対し、妊婦のための支援給付を行った。 (令和7年度給付実績) 1回目 790件 2回目 685件	A	母子手帳の発行時や産後の新生児訪問時などに制度の案内をすることで、全ての対象者へ給付を行うことができた。	引き続き制度の周知と、妊婦に対する身体的経済的支援を行っていく。
(4) 親と子どもの共育ちの支援								
39	①子育て及び子育て支援に関する講習の開催	70	子育て支援センター	市内の子育て支援センター等において、家庭教育を充実させるための講座を実施する。親子みらいちゃんルーム、のびのび親子の教室等の開催により子育ての知識及び方法を学ぶ場を提供する。	市内の子育て支援センター等において、親子みらいちゃんルームやのびのび親子の教室等の開催により子育ての知識及び方法を学ぶ場を提供した。 (令和7年度参加者数) 親子みらいちゃんルーム 472組 1,016人 のびのび親子の教室 184組 358人	A	市内の子育て支援センター等において、月齢や年齢に合わせた親子のかかわり方や、子育ての知識やヒントを学ぶ場を提供できた。	今後も家庭教育の充実や子育ての知識及び方法を学ぶ場を提供していく。
40	②図書館活動を活用した親育ちの促進	70	図書館 幼児課	絵本の世界の楽しさ及び豊かさを知り、絵本を通して子どもと保護者が心を通わせる触れ合いの時間を体感できるよう、おはなし会等の事業を実施する。保護者の心のケア及び子育てに関する問題解決の糸口となる本をはじめ、児童書等多様な資料を収集し提供する。また、認定こども園等における図文庫等の読書環境整備、司書を講師とする保護者に向けた絵本講座等を実施することで、本及び本に関する情報を提供し、子育て支援の取組を進める。	親子で参加できるおはなし会等を図書館で定期的に開催した。 園の先生向け研修会の開催、園への訪問、おはなし会の開催、資料提供を通じて園の読書環境を充実させる継続支援を行った。 保護者に向けた絵本講座を開催した。 園での絵本コーナーの環境整備、ボランティアグループによる読み聞かせ等を実施した。	A	図文庫への継続支援を行ったことにより、園の先生や子どもたちがいつでも本と出会える環境づくりを進めた。 保護者に向けた絵本講座の開催により、子育て支援の取組を進めることができた。 絵本コーナーの環境整備と充実を図ったことや、ボランティアグループによる読み聞かせを通じて、絵本が好きな親子で絵本の時間を持つ姿が増えた。	子育てに関する資料の充実や、絵本を含む児童書の整備と提供を通じて保護者の図書館利用を促進する。 図文庫の環境整備の支援や、保護者に向けた絵本講座の開催を継続して行う。 引き続き、保護者向けの絵本講座や講師派遣による子育て支援の取組を実施していく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
41	③家庭の教育力向上に向けた学習機会と情報の提供	70	生涯学習課	PTA、青少年育成市民会議等の各種団体及びコミュニティセンターと連携及び協力し、保護者及び地域住民が家庭教育について学習する機会及び子育てについて情報交換できる場を設ける。また、家族のきずなの大切さを認識する機会として「家族ふれあいサンデー」を推進し周知を図る。その他、子育てについて悩みがある保護者を支援するスマイルサポーターを市内の小中学校に配置して家庭教育支援を推進する。	PTAの取組や家庭教育支援基盤構築事業として家庭教育力向上に資する講演会を行った。また、各コミュニティセンターにおいて子育てについての事業を行った。その他、青少年育成市民会議の事業や「家族ふれあいサンデー」などを通して家庭教育の向上に努めた。スマイルサポーターを11人配置し家庭教育を支援した。	B	研修会や講演会、家族ふれあいサンデーなどの事業に、今まで参加したことのない保護者や家庭にもっと多く参加してもらえるよう啓発活動を行う必要がある。スマイルサポーターの存在を多くの家庭に広め、家庭教育支援を推進する必要がある。	子育てに悩みがある保護者に十分に支援が届いていないため、今後も各種事業を通じて家庭教育の重要性について伝える。
42	④親子間の適切な関係性構築のための支援（親子関係形成支援事業）【新規】	70	こども相談支援課 子育て支援センター	児童との関わり方及び子育てに悩み及び不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性及び発達に応じた児童との関わり方などの知識及び方法を身に付けることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する。さらに、同じ悩み及び不安を抱える保護者同士が相互に悩み及び不安を相談及び共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を実施する。	親子関係形成支援事業として、4回連続講座を年2回実施し、16人の保護者が参加した。	A	親が子どもへの関わり方を学んだ後、ピアサポートの時間として参加者の同士で子育ての悩み及び不安を共有でき、良好な親子関係の構築に繋がった。	適切な親子関係の構築を支援するため、振り返りの講座を1プログラムにつき1回増やし、5回講座を年プログラム実施する予定である。対象となる保護者に対してどのように参加を促すかが課題となっているため、関係機関からも個別に声掛けをしてもらい参加者を募る。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
2-2 ワーク・ライフ・バランスの推進								
(1) 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり								
43	①男女共同参画の啓発の推進		71 人権・男女共同参画課	家庭及び職場における男女共同参画を推進するため、市民及び事業所を対象に講座、研修会等を開催し、参加促進に努める。また、広報ひがしおうみ、東近江スマイルネット、地域への出前講座等、様々な機会を捉えて啓発を実施する。	家庭及び職場における男女共同参画を推進するため、市民及び事業所を対象に講座、研修会等を開催し、参加促進に努めた。また、地域への出前講座等、様々な機会を捉えて啓発を実施した。	A	市民や事業所を対象に講座や研修会を開催し、家庭及び職場の双方における男女共同参画の推進に直接働きかけた。学びの機会を設けることで、意識啓発にとどまらず、具体的な行動変容につながった。一方で、参加者の固定化や、参加できていない層へのアプローチが課題であるため、周知強化に加え、より多様な層が参加しやすいテーマ設定や開催方法の工夫を行い、参加機会の拡大を図る。	
44	②男性の家事、育児等への参画の推進		71 人権・男女共同参画課	日常生活における家事分担等を性別によらず、家族が協力して担っていく環境づくりを進めるため、男性の家事、育児等への参画に関する広報・啓発を推進する。	子育て世代の男性を対象にセミナーを開催し、家事や育児等への参画の促進に努めた。広報ひがしおうみ及び東近江スマイルネットの活用、男女共同参画推進員による出前講座、街頭啓発、啓発紙の発行など、多様な手法により年間を通じた啓発を実施した。	A	子育て世代の男性を対象としたセミナーを開催し、家事や育児への参画を直接的に促している。具体的な対象を明確にした学びの機会を設けることで、意識啓発にとどまらず、行動変容につながる効果が期待できる。また、広報ひがしおうみや東近江スマイルネット、出前講座、街頭啓発、啓発紙の発行など、多様な手法を組み合わせることで、幅広い世代に届けることができ、啓発効果の向上を図っている。	引き続き、幅広い世代に対し、広報ひがしおうみやホームページ等の各種媒体の活用に加え、セミナーの開催などを通じて、固定的な性別役割分担意識をはじめとする性差に関する無意識の思い込みの解消に向けた啓発を推進していく。
45	③男女共同参画やすらぎ相談の実施		71 人権・男女共同参画課	夫婦・親子（家族）関係、職場及び仕事並びに家庭の両立に関する悩みについて、毎月2回、専門のカウンセラーによる相談支援を実施する。	夫婦・親子などの家族関係や職場における悩み、仕事と家庭の両立に関する課題について、毎月2回、専門のカウンセラーによる相談支援を実施した。	A	多様な悩みに対応することで、相談者の状況に応じた適切な支援につながっている。また、専門のカウンセラーによる相談支援を実施していることから、専門的な助言が期待でき、悩みの早期発見・早期対応を通じて、深刻化の防止にも寄与できた。	本取組は、多様な悩みに対応できる体制を整えている一方で、相談窓口の認知度、特に悩みを抱えながらも相談に至っていない潜在的な対象者へのアプローチが課題である。引き続き、広報媒体やデジタルツールの活用等により相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりに取り組む。また、関係機関との連携を一層強化し、相談者の状況に応じた切れ目のない支援体制の構築を推進していく。
46	④女性の再就職への支援		71 商工労政課	子育て等の理由により就労にブランクがあり、再就職を希望する人に対し、市内事業所の紹介及び面接等、就労に向けたサポートを実施する。	商工労政課内にしごとづくり応援センターを設置し、求職者の就職に向けた支援を実施した。合同企業説明会を2回実施し、就職に向けた機会を提供した。	A	合同企業説明会の来場者が140名を超え、多数の求職者に就職の機会を提供できた。	引き続き、合同企業説明会の実施や、しごとづくり応援センターによる支援を行う。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
47	⑤市政に関する男女共同参画推進計画の推進	71	人権・男女共同参画課	女性の意見が市政に反映できるよう、法令、条例、要綱等により設置された各種審議会及び委員会へ女性委員の参画の拡大を図るとともに、女性管理職の登用の推進及び男性の育児休業取得の促進に向けた取組を進める。	各種審議会及び委員会における女性委員の参画拡大を図るとともに、女性管理職の登用の推進や、男性の育児参加に向けた取組を実施した。	A	各種審議会及び委員会において女性委員の参画拡大を図り、政策決定や方針形成の場に女性の視点を反映させることで、多様な意見を取り入れた意思決定につながっている。また、男性の育児参加に向けた取組を実施することで、性別に関わらず家庭における役割分担に対する意識の醸成が図られ、働き方や家庭の在り方の見直しを促す効果が期待できる。	女性委員の参画拡大や男性の育児参加に向けた取組を通じて、男女共同参画の推進に一定の成果を上げている一方で、分野や審議会によって女性委員の参画状況に差が見られるため、女性登用の更なる推進を図る必要がある。また、固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることから、男性の育児参加についても、制度面だけでなく、職場や家庭における実践の定着を一層促進していく必要がある。
(2) 企業における子育て支援の取組の推進								
48	①男性の育児休業の取得の推進	72	商工労政課 人権・男女共同参画課	市内事業所と連携し、男性の育児休業制度の整備及び育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進する。	企業内人権の事業所訪問を通じて、男性の育児休業制度の周知、啓発を行った。（令和7年度234箇所） また、市内事業所を対象に、働き方改革とワーク・ライフ・バランスをテーマとして、これからの職場の在り方に関する事業所セミナーを実施した。	A	企業内人権の事業所訪問を通して男性の育児休業制度の周知を図った。また、関係機関と連携しながら市内事業所を対象にセミナーを実施することで、より専門性や説得力のある内容となり、事業所への波及効果が高まっていると考えられる。	引き続き、事業所訪問を通じて、より広く啓発を行うとともに、事業所セミナーを実施し男性の家事、育児等への参画に関する啓発を行う。
49	②働きやすい環境の整備	72	商工労政課	こども未来戦略において示された2歳以下の子どもの保護者の出社及び退社時刻の調整、テレワーク等の措置又は時短勤務の利活用といった働きやすい環境の整備に関する取組について、対象となる保護者が積極的に活用できるよう、事業所に対し周知及び啓発を行う。	企業内人権の事業所訪問を通じて、働きやすい環境の整備がなされるよう周知、啓発を行った。（令和7年度234箇所）	A	企業内人権の事業所訪問を通して啓発できた。	事業所訪問を通じて、より広く啓発を行う。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり								
3-1 子どもの未来応援施策の推進								
(1) 児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進【重点施策】								
50	①児童虐待防止の推進	73	こども相談支援課	広報ひがしおうみ、東近江スマイルネット、出前講座等を通じて児童虐待防止啓発活動を行い、市民の児童虐待防止意識の醸成を推進し、児童虐待を見逃さない社会を実現する。こども家庭センターを中心に、要保護児童対策地域協議会をはじめ、教育・保育機関、医療機関、児童相談所、警察等との連携を強化し、児童虐待の予防、早期発見及び早期対応に取り組む。	児童虐待防止について、社会全体の関心を高めるために11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に先立ち、東近江スマイルネットで啓発を行った。その他、児童虐待の現状及びその対応をテーマにした出前講座を市内11箇所で開催した。	A	広報を通じて、市民全体に児童虐待防止に向けた啓発を行い、令和7年度の虐待対応件数は480件と令和6年度と比較して66件減少した。	児童虐待については事象が起こってから対応するのではなく、その予防的側面から、こども家庭センターを中心に関係機関と連携し、早期にケースに介入し支援を行っていく。
51	②児童虐待のハイリスク家庭への支援	73	こども相談支援課 健康推進課	予期せぬ妊娠、若年における妊娠又は精神疾患等の養育困難な事情を抱えた上での妊娠は、産後の子どもに対する児童虐待発生のリスク要因となる。障害及び発達に課題がある子どもがいる家庭、親族又は地域社会から孤立した家庭、経済的に不安定な家庭並びに配偶者からの暴力等のある家庭も同様に児童虐待発生のリスクが高いとされる。乳幼児健診及び相談支援を実施する際には、これらの児童虐待リスクのある家庭の養育環境及び親子の心身の健康状態について、丁寧に聞き取る。また、実際に児童虐待が疑われるケースにおいても、保護者が抱える苦悩及び困難に寄り添い、信頼関係の構築に努め、関係機関及び専門機関との連携の下で必要な支援を推進し、養育環境の安定化を図る。	養育環境が不安定なケース及び児童虐待ケースは、要保護児童対策地域協議会内で関係機関と早期に情報を共有した。必要に応じて同協議会内でケース管理を行い、関係機関と連携し当該ケース家庭の養育環境の安定化に向けた支援を行った。	A	要保護児童対策地域協議会の実務者会議では、年12回、関係機関の担当者が集まり、管理ケースの情報共有、支援方針の決定及び役割分担を行い、実支援を行った。	引き続き、同協議会の実務者会議を中心に支援を行い、必要に応じて個別ケース検討会議を実施し、より具体的かつ緊密な支援プランの作成と実践を行っていく。
52	③教育・保育機関、相談支援機関、地域が連携した見守り・相談体制の充実	74	発達支援センター 幼児課 健康推進課 学校教育課	教育・保育機関、相談支援機関及び地域と連携した子どもの見守り・相談体制の充実を図り、早期に異変に気付くことで、子ども及び世帯の抱える様々な問題の早期支援及び早期解決を図る。また、就学児童生徒の命及び心の健康を守る体制の充実に向けて、学校と連携しSOSの出し方に関する教育を推進するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談支援体制の充実を図る。	認定こども園・幼稚園・学童保育所等へ発達支援センターの専門職による巡回相談（47か所、延べ897人）を行い、支援方法の助言を行った。 また、園での対応については、日々の園児及び保護者とのコミュニケーションをとる中で子どもの小さな異変（欠席の頻発、身なりの変化、表情の曇りなど）を見逃さないよう丁寧な関わりに努めた。 小中学校での対応については、小学校19校、中学校9校にスクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアに努めた。また、小中学校においてSOSの出し方教育に取り組んだ。さらに、スクールソーシャルワーカーによる相談支援及び福祉の支援の調整を行った。	A	巡回相談については、各課と連携して実施し、相談体制を築くことができた。 園では、日々の園児及び保護者との関わりの中で子ども及び世帯の抱える様々な異変に気付く関係機関へつなぐことができた。 小中学校での対応については、スクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアに努めることができた。また、支援が必要な家庭等に対して、スクールソーシャルワーカーによる相談支援及び福祉の支援の調整を行えた。	引き続き、各課と連携し巡回相談を実施するとともに、出張研修事業では、小・中学校に加え幼児でも実施し、支援体制の強化を図る。 園での対応については、引き続き、子ども及び世帯の抱える様々な問題の早期支援及び早期解決に努める。 小中学校での対応については、引き続き、市内小中学校に安定してスクールカウンセラーを派遣し、子どもや保護者の様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアに努める。また、支援が必要な家庭等に対して、スクールソーシャルワーカーによる相談支援及び福祉の支援の調整を行う。
53	④包括的な相談支援	74	こども相談支援課 子育て支援センター 福祉政策課 健康推進課 生活福祉課 障害福祉課	子育て世帯は、生活困窮、児童虐待、ダブルケア、ヤングケアラー、障害等、複雑化した課題を抱えやすい状況にある。子ども・子育て支援のみで対応することが難しい課題に対し、多機関協働による支援を展開することで、世帯全体への包括的な支援を推進する。	重層的支援体制整備事業における多機関協働内において、子育てにかかわる施策のみで対応困難なケースについて協議を行った。	A	多機関協働により多角的な視点からケース検討を行うことができ、支援の方向性を決定することができた。	今後も引き続き、関係機関が連携を深め複雑化する課題に対して包括的な支援を行う。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
54	⑤学校や家以外の子どもの居場所支援（児童育成支援拠点事業）	74	こども政策課 こども相談支援課	社会福祉協議会、地域の団体及びボランティアと連携し、子どもの学習支援及び子どもの居場所づくりを推進する。家庭の事情等により特に重点的な支援が必要な世帯の子どもについては、児童育成支援拠点事業につなげ、安心して過ごすことのできる居場所を提供し、子ども及びその保護者を支援する。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市サマースクール事業を実施した。また、民間の居場所を含め、官民が連携した子どもの支援体制について検討し、居場所の持つ価値について整理した。	B	居場所の充実及び居場所の機能及び価値評価については取り組むことはできた一方で、重点的に支援が必要な家庭の子どもの居場所についての検討は十分に進めることができなかった。	引き続き、子どもが多様な居場所を持てるよう関係機関と連携して取り組むとともに重点的に支援が必要な家庭の子ども居場所について検討を進める。
55	⑥校内教育支援センター及び子どもオアシス（児童生徒成長支援室）による不登校児童生徒への支援	74	学校教育課	不登校傾向及び教室に入りにくい児童生徒に対し、個々に応じた支援を行うための校内教育支援センターを設置する。設置に当たっては居場所づくり、つながりづくり及び未来づくりの三つの機能を設け、関係機関と連携し、相談体制の強化並びに対象児童生徒及び保護者の孤立防止に重点的に取り組む。また、市内3箇所に設置している子どもオアシス（児童生徒成長支援室）で、不登校に関する相談及び児童生徒の支援に取り組む。さらに、不登校児童生徒が自らに合った学びの場を選択することができるよう、フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を実施する。	校内教育支援センターを市内小中学校に24校設置し、不登校傾向及び教室に入りにくい児童生徒に対し、居場所づくり、つながりづくり及び未来づくりの三つの機能を設け、関係機関と連携し、相談体制の強化並びに対象児童生徒及び保護者の孤立防止に重点的に取り組み、支援の充実を図った。また、市内3箇所に設置している子どもオアシス（児童生徒成長支援室）で、不登校に関する相談及び児童生徒の支援に取り組んだ。また、フリースクール等民間施設の利用料の一部補助を実施した。	A	校内教育支援センターの設置校を前年度より8校増やすことができ、支援の充実を図ることができた。	校内教育支援センターの検証校が2校設置され、市内小中学校で25校になる。設置校に配置される不登校対応コーディネータや校内教育支援員が安定的に配置できない現状があり改善が必要である。また、支援を充実させるために研修等を実施し支援員の育成が必要である。
56	⑦ホームフレンドの派遣	74	こども相談支援課	ひとり親家庭又は養育に不安・困難を抱える家庭にホームフレンドを派遣し、子どもの生活習慣及び学習の向上を支援する。また、継続的に子どもの話し相手となり信頼関係を構築することにより、心の支えとなり、子どもの健全育成を図る。	ひとり親家庭及び養育不安を抱える10家庭に対して、延べ112回ホームフレンドの派遣を行った。	A	ホームフレンドの派遣が子どもの生活習慣の改善、学習の向上及び子どもの心の支えに繋がった。	登録しているホームフレンドの更なる活躍の場及び子どもの体験学習の機会を確保すること必要であるため、長期休暇等において学習のつどいの開催を検討する。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針性
(2) 貧困・ひとり親家庭等への支援の推進【重点施策】								
57	①低所得家庭等への経済的支援の推進	75	幼児課 学校教育課	保育所、認定こども園等に通園している園児がいる低所得家庭等に対し、日用品、文房具、給食費等を実費徴収に係る補足給付費として支給し、経済的支援を実施する。さらに、小中学校に就学している児童生徒がいる低所得家庭等に対し、学用品費、学校給食費等を就学援助費として支給し、経済的支援を実施する。	保育所等においては、低所得家庭等に対して補助金を交付し経済的支援を実施した。(前期9人、後期9人) 小中学校としては、就学援助費として、合計894人に学用品費等を支給を行った。また、新たに小学校に入学される66人に新入学児童生徒学用品費等の支給を行った。	A	保育所等においては、対象児に対して確実に交付することができた。 小中学校においては、制度の周知等を適切に行い、年間を通して、支給時期等遅延することなく遂行できた。	昨年度同様、保育所等での補助金対応、小中学校での学用品費等としての就学援助費支給を行い、経済的支援を実施する。
58	②生活困窮家庭等の自立に向けた支援	75	福祉政策課 生活福祉課	民生委員児童委員をはじめ社会福祉協議会等関係機関との連携を強化し、生活困窮世帯の様々な困り事を把握する中で、必要に応じて生活困窮者自立支援制度等につなげ、就労相談及び家計改善等各世帯に応じた相談支援等を推進し、経済的自立を促進する。また、困窮の状態に応じて生活保護制度につなげ、最低限の生活を保障しつつ自立した生活を送ることができるよう支援する。	民生委員・児童委員や各関係機関と連携し、生活困窮世帯の早期発見に努めた。 また、必要に応じて生活保護制度につなげ、生活支援を行った。 (令和7年度実績) 母子世帯の生活保護開始件数 4件 母子世帯の就労による自立件数 3件	A	対象世帯に対して、自立相談支援や生活保護制度、その他のサービスの利用等生活の安定に向けた支援を実施した。	生活困窮及び低所得世帯は複合的な課題を抱えていることが多く、対象世帯の状況把握や更なる課題の複雑化を防ぐため、引き続き関係機関等と連携しネットワーク型の相談支援機能を生かし、対象世帯の状況に応じた自立支援に取り組む。
59	③ひとり親家庭の自立に向けた支援	75	こども政策課	ひとり親家庭が権利として適切な養育費を受け取ることができるよう、養育費の取決め及び受取を保障する契約の締結に必要な経費の補助を実施する。また、母子・父子自立支援員による相談体制を充実させ、母子父子寡婦福祉資金の貸付け及びひとり親家庭の生活全般に関わる相談に応じるとともに、自立支援プログラムの策定、ハローワーク等との連携、能力開発のための給付金の支給等を行い、就業を軸とした自立に向けた支援及び情報提供に努める。	養育費の取決め等に必要な経費の補助を行った。母子・父子自立支援員による子育てや生活に関する様々な相談に他機関と連携しながら対応した。	B	ひとり親家庭の自立に向けた相談業務には十分に取組めたが、自立支援のための補助金や給付金等の申請数は少なかった。	非正規雇用者が多いひとり親家庭では、雇用の安定と就職の促進を中心とした自立支援を引き続き行う。 ひとり親家庭の自立に向けた支援制度について、さらに周知を行う。
60	④ひとり親家庭等への手当の支給・医療費の助成	76	保険年金課 こども政策課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。また、医療費助成として、自己負担金の一部を助成する。	医療費助成として、県補助制度で自己負担を超える分の助成(低所得世帯は全額助成)を行った。 また、児童扶養手当について新規・随時変更手続きや8月の現況審査を行い、奇数月の年6回、手当の支給した。	A	ひとり親家庭等の子どもたちが安心して治療を受けられる環境の整備と保健・福祉の増進を図れた。 また、離婚前からの相談や情報提供等、ひとり親家庭の不安に寄り添った相談対応を行った。	医療費助成については、県の方針や県下の状況を見ながら助成内容の検討を行い、制度の維持に努める。 また、養育費の受取率を上げていくこと等生活の安定と自立の促進を図るため、離婚前の段階からのきめ細かな相談や情報提供を充実させる。
61	⑤子どもの学習・生活支援事業	76	福祉政策課	経済的に困窮している世帯の中で、子どもの成績及び進学に不安がある家庭に対し、中学生の学習を支援するほか、中学校と連携して進学に関する相談を行う。	学習習慣の確立や基本的な生活習慣の習得に向け、市内3会場で延べ145回事業を実施した。	A	参加希望の生徒ごとに、どのような支援が望ましいか関係機関で検討を行い、丁寧な受入れ体制を整えた。学習面においては、基礎学力の定着のために、子どもと目標を立てながらサポートを行った結果、受験生においては高校進学を果たすことができた。また、生活体験を取り入れるなど、ボランティアと共に安心できる居場所づくりを目指した取組を行った。	支援の中心となるボランティアの不足は継続した課題であり、生活困窮者支援を地域づくりとして展開し、ボランティアの確保に努める。 また、学校等関係機関とのつながりをより強化し、世帯全体の課題解決に向けた支援を提供できるよう取り組む。
(3) こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進【重点施策】								
62	①こども家庭センターを中心とした妊娠期からの切れ目ないアウトリーチを含めた相談支援の実施【新規】	76	こども相談支援課 健康推進課 子育て支援センター	こども家庭センターにおいて、保健師及び子育てコンシェルジュ等が各種相談等(母子保健機能)を行うとともに、こども家庭支援員等による子ども等に関する相談(児童福祉機能)を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目ない伴走型相談支援に取り組む。	特に妊娠から産後にかけて虐待リスクの高い家庭に対しては、こども家庭センターの児童福祉部門及び母子保健部門が早期に情報連携し、合同ケース会議でケース協議(新規21件、継続24件)を行った。 また、子育てコンシェルジュ(子育て相談員)が相談を希望する妊娠7、8箇月の妊婦に対し相談支援に取り組んだ。	A	合同ケース会議においてケース協議を行うことにより、関係機関が連携し、早期にケース支援の方向性を決定し、支援を行うことができた。 面談や相談を希望する妊婦に対し、出産後の子育てについての相談も含め対応することができた。	児童福祉及び母子保健部門において、ケース介入のタイミングが異なることがあるため、統括支援員を中心に各部門の認識の差異を埋め、円滑なケース支援が行えるよう調整していく必要がある。 引き続き、妊娠期から切れ目ない相談支援に取り組むために、妊娠7、8箇月の妊婦に対し、つばいの広場の紹介や出産後の子育てに対し相談による支援を行っていく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
63	②支援のコーディネートの実施【新規】		77 こども相談支援課 健康推進課 子育て支援センター	各種相談により妊産婦、子ども及び保護者の課題を把握し、支援が必要なケースについては関係機関との連携及びコーディネートを行い、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業等の必要な支援につなげる。その中でも、児童虐待予防等の観点から特に重点的な支援が必要な場合は、関係機関と連携を密にし、必要な支援及び継続的な支援が展開されるよう、家庭の状況等に応じた個別のサポートプランを作成する。このプランに沿って適切な支援が提供されるようマネジメントを行い、養育環境の安定化を図る。	こども家庭センターが支援がするケースについて、45件の個別サポートプランを作成し、支援のマネジメントを行った。 子育て相談の中で、妊産婦、子ども及び保護者の課題を把握し、支援が必要なケースについては関係機関と連携し必要な支援につなげた。	A	支援ケースにおいて、養育支援訪問事業の専門員による訪問、子育てコンシェルジュによる訪問、保健師等による指導等を行った上で同センターが必要な事業をコーディネートし、それが養育環境を安定化するための一助となった。 相談内容から支援が必要な妊婦や親子の課題を把握し、関係機関へつなぐなど連携し支援へつなぐことができた。	引き続き、定期的に合同ケース会議にて支援ケースの課題を整理し、個別サポートプランを見直した上でそのプランに基づき、関係機関が支援を継続していく。
64	③地域資源の開拓・活用の推進【新規】		77 こども政策課 子育て支援センター こども相談支援課	不足する地域資源及びサービスを把握し、子育て支援活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア等の団体との連携の下、新たな地域資源の開拓及び活用に努める。	民間の居場所を含め、官民が連携した子どもの支援体制について検討し、居場所の持つ価値について整理した。 また、支援が必要なケースについて、必要なサービスに繋がるようボランティア団体等と協議を行った。	A	モデル地域において官民の子育て支援の取組について整理し、団体間の連携や今後必要な取組について関係者で協議することができた。	引き続き、新たな地域資源を開拓及び活用するため、事業所及びボランティア団体と連携し、必要なケース支援においてそのサービス利用に繋げていく。また、関係機関でその資源マップを共有していく必要がある。
65	④要保護児童対策地域協議会との連携【新規】		77 こども相談支援課	児童虐待等の重篤なケースについては、適宜、要保護児童対策地域協議会と連携し、要支援児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するとともに、その支援に関して児童相談所その他の関係機関との連絡調整を行う。	こども家庭センターの支援ケースにおいて、重篤な虐待事象等が起こった場合は要保護児童対策地域協議会のケース管理に円滑に移行し、必要に応じて児童相談所とも連携を行い支援を行った。	A	早期にこども家庭センターにおいてケース支援を開始することができており、要保護児童対策地域協議会にケースが移行した場合も、既に情報の整理がされているため、円滑に関係機関で役割分担を行い支援を行うことができる。	引き続き、こども家庭センターにおいて虐待未然防止の段階から虐待リスクの高い家庭については早期支援を行っていく必要がある。また、要保護児童対策地域協議会で管理していたケースについては、虐待事象等が解消されても養育環境の不安定な家庭もあるため、今後こども家庭センターにケース移行をし見守って支援していく必要がある。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
3-2 インクルーシブな支援体制の整備								
(1) 障害児支援の推進【重点施策】								
66	①発達相談等の充実	78	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校教育課	ことばの遅れ、落ち着きのなさ、こだわり等、発達に関連した困り事について、相談等の機会を通じ、保護者に対して丁寧な情報提供及び相談支援に努めるとともに、必要に応じて療育及び福祉サービスの利用開始につなげる。	発達の遅れや本人の困り感に気付き、個別的教育支援計画・個別指導計画をもとに個に応じた支援を得た。 また、発達支援センターでは、乳幼児期から成人期まで幅広い年代の発達相談や各種心理検査の実施、家族や関係機関との相談や連絡調整を行った。 (令和7年度延べ1,769件) 児童発達支援センターめだかの学校では、障害福祉サービスや児童発達支援及び保育所等訪問支援や入居支援として、すまいる・すまいるひろば、ひだまりサロンを実施した。また、ことばの教室、にじグループの療育支援を実施した。	A	個別的教育支援計画・個別指導計画をもとに保護者と面談を重ねることで同じ方向性を持って支援している。 発達支援センターの取組を通して様々な年代の相談に応じ、発達支援の入口支援を行うことができた。	引き続き、発達支援を必要とする家庭に寄り添いながら、個に応じた支援を続けていく。 障害福祉サービスや市が行う療育支援については、分かりやすい情報提供の方法を検討する必要がある。丁寧な情報提供及び相談支援ができる体制の充実及び専門性の維持・向上を図る。
67	②障害の早期発見及び早期支援の推進と児童発達支援センター事業を中核とした障害児支援体制の整備	78	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校教育課 障害福祉課	発達相談、乳幼児健診、保育所、学校等との連携により、発達の遅れ及び障害に早期に気付き、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努める。また、障害児福祉サービスの質及び量の確保並びに向上に努め、加えて児童相談支援事業による包括的な支援の充実及び児童発達支援センター事業の機能強化を図る。	巡回回を実施し、乳幼児期の発達に関連した困りごとについての相談支援に努めた。 また、必要に応じて障害児福祉サービスの給付決定を行った。 児童相談支援事業こころによるサービス等利用計画の作成及びモニタリング等を実施した。また、ケース会議を実施し、園や事業所との連携を図った。 児童発達支援センターが地域の障害児通所支援事業所との研修会（10事業所19名が参加）や幼保職員との合同研修会（50名参加）を開催し、地域の障害児支援における中核的機能の充実を図った。	B	子どもの姿から園と保護者間で話し合いを重ね、子どもにとって必要な支援や関わりを受けられるようにした。 発達支援センターや障害児相談支援事業所と連携し、障害児福祉サービス利用の申請から支給決定まで適切に処理をした。対象児童の状態や生活環境等に応じて、適正な支給量の決定した。 地域の障害児通所支援事業所の増加もあり、児童発達支援センターの中核的機能としての充実がますます求められている。	今後も巡回回を実施し、他機関とも連携しながら、相談支援に努める。 年々増加する障害福祉サービスの給付費については、本市財政への負担を勘案しつつ、障害児の健やかな発達のために必要な支援について適正な支給量の決定に努める。 児童相談支援事業こころでは、必要に応じてケース会議等を実施し、支援の方向性の共有を図り、円滑な支援体制づくりを進める。 児童発達支援センターとして地域の障害児通所支援事業所とも連携し、地域の障害児支援の充実を図る。
68	③障害児の保育環境の充実	78	幼児課	障害のある児童の保育を行うために保育士等の加配を行った認可保育所等に対し、引き続き補助を実施する。	障害のある児童の保育を行うために保育士等の加配を行った認可保育所等（令和7年度加配実績） 公立13園 46人 民間9園 21人	A	おおむね適切に保育士を加配できていた。	引き続き、障害のある児童の保育を行うために保育士等の加配を実施していく。
69	④特別支援教育の充実	78	学校教育課	障害のある子どもの教育的ニーズを把握し、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級等の多様な学びの場の充実に努める。また、児童生徒一人一人の発達に応じた適切な支援ができるよう、各種研修を通して、教員の専門性の向上及びICT等のツールを用いた学習方法の習得並びに専門的な知識及び技能のある専門員の確保及び養成に努める。さらに、交流及び共同学習による理解教育の推進を図ることにより、自立及び社会参加に向けた取組を進める。	特別支援学級担任向けの研修を9回、通級指導教室担当教員向けの研修を12回、その他の教員等の特別支援教育に関する研修（全小中学校対象、うち8校は発達支援センターの出張講座を活用）を実施した。	A	障害のある子ども一人一人の発達に応じた支援ができるよう、発達支援センターとも連携し、各教員の立場に応じた専門性を身に着けられるような実施した。	引き続き、自立に向かって成長する子どもの育成を目指し、研修を実施する。
70	⑤インクルーシブ教育の推進	79	学校教育課 幼児課	障害のある子ども、外国にルーツのある子ども等、多様な特性及び背景を持つ児童生徒が同じ学級で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター、日本語指導員等の専門人材と連携し、受入環境及び支援の充実を図るとともに、障害の有無及び国籍にかかわらず、子どもの個性及び強みを発揮できる機会の確保に努める。	小中学校において特別支援教育コーディネーター研修を年間4回、特別支援教育に関する研修（うち8校は発達支援センターの出張講座を活用）を実施し、インクルーシブ教育の推進に努めた。 保育所等において特別支援教育コーディネーター研修を年間2回、特別支援教育に関する研修を実施し、インクルーシブ教育の推進に努めた。	A	通常の学級におけるユニバーサルデザインの授業づくりや交流及び共同学習で大切にしたいことなど、インクルーシブ教育に関する研修に努めた。 研修の内容を園のニーズに合ったものとする中で実践につながった。また、中学校区での情報交換を行うことで保幼小中が連携することができた。	引き続き、関係機関が連携しながら職員の資質向上のため研修の充実に努めていく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方針
71	⑥障害のある子どもとその家庭への各種手当の支給・医療費の助成	79	障害福祉課 保険年金課	20歳未満の在宅重度心身障害児で、日常生活が著しく制限され、介護が必要な状態の人に障害児福祉手当を支給する。また、20歳未満の在宅での中重度以上の心身障害児を養育している人に特別児童扶養手当を支給する。さらに、障害のある子どもがいる家庭の生活基盤の安定を図るため、医療費助成を実施するとともに、支援を必要とする子どもが各種手当及び医療費助成制度を適切に利用できるよう、広報ひがしおうみ等で周知を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当及び障害児福祉手当を支給した。 (令和7年度受給対象児童数) 障害児福祉手当 80人 特別児童扶養手当 224人 また、障害のある子どもがいる家庭の生活基盤の安定を図るため、医療費助成を行った。	A	申請受付から支給決定までを適正に処理し、対象者に対して速やかに手当を支給した。また、新規受給対象者に対しては、申請における書類作成補助や、制度に関する丁寧な説明を行うことで、受給者の不安解消に努めた。 また、障害のある子どもたちが安心して治療を受けられる環境の整備と保健・福祉の増進を図れた。	両手当の支給を継続的に実施する。その上で、新規受給対象者に対しては、受給漏れが生じないように、対象者の状況に応じた適切なタイミングで、保護者や支援者に対して制度説明の機会を確保に設ける。 医療費助成について県制度は県の方針や状況を、市制度は他市町の状況を見ながら助成内容の検討を行い、制度の維持に努める。
72	⑦障害児サマーホリデー等による障害児地域生活支援	79	障害福祉課	障害のある子どもたちが、本人を取り巻く地域との関わりの中で、本人の自立と発達を促す機会に努め、障害児サロン、障害児クラブ、サマーホリデー、スプリングホリデー等の活動を支援する。	学校の長期休業期間に、障害のある子どもたちの余暇活動への支援を行い、また事業の中で地域とのつながりを持つことによって有意義な休暇期間を過ごすサマーホリデー事業及びスプリングホリデー事業を実施した。また、障害児児童クラブに補助を実施した。 (サマーホリデー) 期間：7/21～8/25期間中15日間 参加者：460人（延べ） (スプリングホリデー) 期間：3/28～3/30 参加者：27人（延べ） (障害児児童クラブ) 対象団体：1団体	A	地域のボランティアや支援者の協力を得てホリデー事業を実施したことで、障害のある児童が有意義な長期休暇を過ごすことができた。また、障害児児童クラブ活動団体に対して活動費等の支援を行った。	医療的ケア児の受入れに必要な看護師確保に課題があり、参加を制限せざるを得ない状況にある。また、委託事業者との役割分担が不明瞭であり、委託効果を十分に発揮できていない。今後も継続して安定した事業運営をするには、ボランティア活動団体などの体制整備を図るとともに事業分担を整理する必要がある。
(2) 外国にルーツのある家庭への支援の推進【重点施策】								
73	①外国にルーツのある家庭とのコミュニケーション・情報発信強化	80	学校教育課 幼児課 広報課	学校を含む教育施設及び保育施設における支援体制及び利用者とのコミュニケーションの強化に向けて、認定こども園等に対し日本語指導員による巡回指導を実施するとともに、小中学校も含めて翻訳機の貸出しを行う。また、広報ひがしおうみを10言語でデジタル配信し、生活に必要な情報を得やすくする。	小中学校において日本語指導員による取出し指導や、学級への入り込み指導を計画的に行った。また翻訳機を必要とする学校に年間通じて貸出を行った。 公立私立全園を対象として、通訳及び翻訳による支援を行った。各園翻訳機の貸出し、通訳者を通じた保護者面談を実施した。	B	通訳及び翻訳による支援、日本語指導員の巡回指導により、子どもが安心して園に通うことができ、保護者が安心して子どもを預けられるよう支援に努めた。 外国にルーツを持つ児童も多様になってきており、対応策の検討が必要である。	引き続き、コミュニケーションの強化が図れるようにする。また、多国籍に対応ができるよう検討を重ねていく。
74	②外国語支援相談員の配置	80	学校教育課	支援相談員による日本語指導を必要とする児童生徒の日本語指導、学習指導、生活指導に係る補助及び保護者との懇談、相談、連絡等の補助を行い、子ども及び家族の不安の軽減並びに子どもの学習・生活環境の安定を図る。	支援相談員6名が日本語指導を必要とする児童生徒の日本語指導、学習指導と生活指導等に係る補助や、保護者との懇談、相談、連絡等の補助を行った。	A	児童生徒は、安心感を持って学校に通えるようになり、学習に前向きに取組めるようになった。保護者とは、連絡がスムーズかつ正確にできることで、学校との信頼関係を築く機会になった。	保護者は支援相談員がいることで大きな安心感を持つことができているが、連絡が密になるほど、支援相談員の業務負担が大きくなり、残業時間も増えている。今年度は、業務内容を精査し適切な労働環境が整うように検討を重ねる。
75	③外国にルーツのある子どもへの日本語指導及び生活指導	80	学校教育課 幼児課 生涯学習課	日本語の初期指導が必要と認められる外国にルーツのある子どもの就園・就学を支援するため、外国籍児サポートルームにここに、プレスクール、いろは教室等において、初歩的な日本語指導及び基礎的な生活指導を実施する。また、市内の小中学校に在籍する児童生徒を対象に学習支援を行う日本語教室なかよしを実施する。	日本語の初期指導が必要と認められる外国人児童生徒に対し、御園・八日市北教室の2校体制で、初歩的・基礎的な生活指導や日本語指導を含む適応指導を行った。 保育所等では、各園にポルトガル語通訳が外向き、ここに交流会を開催し、ポルトガル語に触れる機会を作った。 また、就学を控える子どもを対象に12月から3月に14回のプレスクールを行った。9人延べ86人が参加した。	A	小中学校在籍校での学校生活・学習への適応を円滑に進めることができた。 ポルトガル語通訳が巡回回やここに交流会を開催し、ポルトガル語に触れる機会を作った。一緒に生活する仲間として互いを知り合える温かな雰囲気になっている。 プレスクールについては、広報を工夫し、小学校就学前の多くの対象者に参加してもらい、入学時の困り感が減少するよう支援する必要がある。	引き続き交流会を実施し、互いの言葉に触れる機会が持てるように検討していく。 プレスクールについては、広報を工夫し、小学校就学前の多くの対象者に参加してもらい、入学時の困り感が減少するよう支援する必要がある。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり								
4-1 子どもの育ちを支える環境づくり								
(1) 子どもの権利を守る取組の推進								
76	①子どもが意見を表明できる機会の確保・充実【新規】	81	生涯学習課 学校教育課 こども政策課	こども基本法に示される子ども自身が意見を表明できる機会の確保及び充実に向けて、子どもが子どもの施策に対する意見及び提言を積極的に表明できる機会の確保及び仕組みづくりに取り組む。	市内中学校9校による生徒会交流会を開催し、ウェルビーイングの実現を目指し、各校で進めている取組を発表したり交流したりした。 令和4～6年度の中学生議会に参加した人を集め、振り返りの会を行い、子どもが意見を言う機会を作った。 若者の意識に関する調査を実施し、若者の思いや意見を聴取した。	B	生徒会交流会では、他校の取組を自校に取り入れるなど、生徒同士の関わりの中で学校をより良くしようとする主体的な姿が見られた。また、教育者らとの交流を通じて、それぞれの立場から魅力的な学校づくりを進めていくという共通の目標を確認することができた。 中学生議会振り返りの会には18人の参加者があった。子どものほかにコミュニティセンターやまちづくり協議会、各種団体関係者が22人出席し、これからの東近江市について話す良い機会になった。 今まで意見表明の機会が少なかった若者の思い、意見を聞ける機会を設けた。	生徒会交流会の機会にとどまらず、日常的に自分たちの学校をよりよくしていこうとする生徒主体の活動を一層推進していく必要がある。 中学生議会については、令和7年度で終了となるため、それに代わる意見表明の機会について検討が必要である。
77	②いじめ防止対策の推進	81	学校教育課	被害児童生徒の人權を侵害し、心及び身体に深刻な被害を及ぼすいじめについて、東近江市立小中学校いじめ防止基本方針に基づき各学校で未然防止を第一とした取組を推進するとともに、教育相談等の機会を活用した早期発見及び早期解決に取り組む。	市立小中学校に対していじめ防止基本方針の見直しと周知について促すとともに、児童生徒主体の「ストップいじめ運動」の実施を呼びかけた。また、教育相談アンケート等で児童生徒の状況把握と問題の早期発見に努め、あわせてタブレットによる心の健康観察の活用を周知し、一部の学校で取組が進んだ。	B	「ストップいじめ運動」の市内小中学校全31校からの取組報告を、庁舎や支所等の電子掲示板を用いて市民に向けて周知することができた。	引き続き、学校全体でいじめの未然防止に向けての取組が進むよう働きかけるとともに、タブレットによる心の健康観察については、学校によって活用状況が大きく異なるため、他市町の取組等も参考にし、学校の実情に応じた活用ができるよう進めていく。
78	③子どもの人權に関する相談窓口の周知	81	こども相談支援課 人権・男女共同参画課	子どもの権利条約に示される「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」及び「参加する権利」の四つの権利をはじめとする子どもの人權が侵害されることのないよう、いじめ、体罰、不登校、親による児童虐待等の子どもをめぐる人権問題の相談を受け付け、早期解決を図る子どもの人權110番を広く周知する。	子どもの悩みに包括的に応えるため、こども専用の「こども電話相談」の窓口を設置し、広報ひがしおうみ及び東近江ケーブルテレビを通じ市全体に周知した。また、小学校4年生から中学校3年生についてはクリアファイルを配布し、相談先の周知を行った。 児童を対象に、教育機関を通じて「こどもの人權110番」や子どもの悩み相談窓口に関する案内カードを配布し、相談先の周知を図った。また、「こどもの人權相談」強化週間に合わせて、市民への周知に努めた。	A	広く市全体に広報することに加え、小学校4年生から中学3年生に対しては学校を通じて相談先のわかるクリアファイルを配布することにより、さらに相談がしやすい環境を整えることができた。 児童に対して教育機関を通じて案内カードを配布したことで、幅広い児童に確実に情報を届けることができた。また、広報ひがしおうみやスマイルネットの文字放送など複数の媒体を活用することで、子ども本人だけでなく、保護者や地域住民に対しても広く周知することができ、気持ちや相談のきっかけの拡大が期待できる。	今後も引き続き、子どもが自ら相談できる相談機関の周知を行い、併せて相談しやすい環境づくりを関係機関と連携し進めていく。
(2) 子育て支援ネットワークづくり								

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
79	①ファミリー・サポート・センター事業による助け合いの子育て支援	82	子育て支援センター	多様な子育てニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、子育て支援に関わる行政機関及び民間団体と連携し、事業の利用促進を図る。依頼会員については、地域子育て支援拠点事業のつどいの広場を通じた情報提供等により登録を推進する。また、協力会員については、継続的な支援を提供できるよう、引き続き地域の事業所、市内の大学等に出向き、広報・啓発活動を通じて確保を図るとともに、交流事業、講習、研修等への参加を積極的に促し、スキルアップを図る。	子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育てを手伝える人（協力会員）の登録を推進することで利用者を増やし事業を実施した。 (令和7年度実績) 依頼会員 540人 協力会員 171人	A	キャラバン隊として各子育て支援センターつどいの広場に出向き事業の周知と登録の受付を行うことや、協力会員の養成講座の周知に力を入れることで会員登録の増加につながった。	今後もファミリー・サポート・センター事業の周知と多様な子育てニーズに対応できるよう協力会員の増加に努める。
80	②団体と連携した交流促進等の推進	82	子育て支援センター 幼児課 図書館	子育て支援センター、民間のつどいの広場、地域及び多様な機関が連携を図り、親子交流事業、のびのび親子の教室、赤ちゃん広場、おはなし広場、絵本講座等、子育て世代を支援する講座及び活動を実施する。また、子育て世代の孤独の解消、交流の促進、保護者同士での助け合いの促進等に向けて、市内で活動する住民主体の子育てサークルに対し、広報ひがしおうみ等への活動情報の掲載、施設及び備品の貸出し等の支援を実施する。	親子交流事業、のびのび親子の教室、赤ちゃん広場、おはなし広場等、子育て世代を支援する講座及び活動を実施した。また、市内で活動する住民主体の子育てサークルに対し、広報ひがしおうみ等への活動情報の掲載、施設及び備品の貸出し等を実施した。また、園職員もつどいの広場に参加することで子育て世帯の保護者と交流した。 さらに、子育て支援センターや民間のつどいの広場で、定期的におはなし会や団体貸出を行った。	A	各事業や教室を実施することで、子育て世代の孤独の解消や交流を促進することができた。 また、住民主体の子育てサークルに対し、活動内容の情報掲載と備品の貸出などの支援ができた。 子育てを負担に感じている保護者の話を傾聴し、未就園児が利用できる一時預かりの利用の案内など、リフレッシュを図るための協力体制ができた。	引き続き、各事業や教室を実施することで子育て世代の孤独の解消や交流の促進を図っていく。 また、子育てサークルに対し、情報発信や備品の貸出をするなど支援をしていく。 子育て支援センターやつどいの広場で乳幼児と保護者に向けたおはなし会については、継続して実施する。
81	③切れ目ない子育て拠点づくり事業	82	子育て支援センター	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談できる体制及び地域の様々な担い手による子育て支援のネットワークを構築し、地域で親を支え、地域コミュニティの中で安心感及び充実感を持って子育てができる社会を目指す。	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、ワンストップで相談できる体制を構築した。また、ライフデザインセミナーを市内の高校生や大学生など若い世代に向け実施することで、将来の人生設計をするきっかけづくりとした。	A	市内の高校生や大学生を対象にライフデザインセミナーを実施し、将来のライフイベントに柔軟に対応できるよう必要な知識や情報を習得する機会を提供することができた。	若い世代が結婚や子育てに関する理解を深めるため、更なる相談体制の充実とライフデザインセミナーの実施に取り組んでいく。
82	④気軽に赤ちゃんとお出かけができる環境整備のための赤ちゃんの駅設置	82	こども政策課	乳幼児の保護者が外出先で気軽ににおむつ替え、授乳等ができる環境を整備するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図る。	乳幼児の保護者が外出先で気軽ににおむつ替え、授乳等ができる施設を赤ちゃんの駅として登録し、登録施設について広報した。	B	登録施設数を増やすことができなかった。	新たに、登録できる条件を満たしている施設を探し、登録を呼びかける。
83	⑤子育て情報の提供	83	こども政策課 幼児課 子育て支援センター	子育て世代が地域の子育て支援、活動等の情報を把握し、活用できるよう、子育てマップ、子育て支援情報、認定こども園等の申込みに関する情報、遊び場情報等の子育てに関する情報について、広報ひがしおうみ、市ホームページ内「キッズページ」、東近江スマイルネット、子育てハンドブック「ららら♪」等を活用して発信する。また、市公式LINE及びアプリを活用したプッシュ型情報発信に努める。	広報ひがしおうみ、市ホームページ内「キッズページ」、東近江スマイルネット、子育てハンドブック「ららら♪」、市公式LINEを活用して子育て情報を発信した。 また、子育て支援に関わる職員の情報力向上のために、子育てハンドブック「ららら♪」を活用した研修を開催した。	B	東近江スマイルネットの情報番組において「おいでよ子育て支援センター」のコーナーをつくり、子育て情報を発信した。 また、1歳までの乳児をもつ家庭には、おむつ宅配便の宅配時に事業の紹介のチラシを配布し子育て情報の発信をした。	今後も多様な媒体を活用し、事業の情報発信を強化していく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
4-2 交流・体験の機会創出								
(1) 子どもの交流の場づくり・遊び場づくり								
84	①公園整備の推進	83	都市計画課 幼児施設課	市内の公園において、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう、引き続き老朽化が進んでいる遊具の確認を行い、修繕、撤去等必要な措置を講じる。また、教育・保育施設においても遊具点検を行い、使用不可能又は部分的な異常が見られる遊具については、修繕又は撤去を順次行う。	都市公園等18箇所及び児童遊園453箇所の遊具点検を実施。改善が必要な遊具の修繕、撤去、自治会への補助金の交付を行った。	A	令和6年度と令和7年度を比較したところ、修繕、撤去等により遊具点検にて判定が悪い遊具数が減少した。	修繕、撤去等必要な措置を講じる遊具が複数あるため、引き続き修繕、撤去等を実施する。
85	②子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集えるつどいの広場の充実	84	子育て支援センター	市内13箇所に設置されたつどいの広場は、子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所である。さらに、子育てコンシェルジュを配置し、相談に応じることで子育て支援の充実に取り組む。	市内13箇所（公立6箇所、民間7箇所）に設置されたつどいの広場は、子育て中の保護者及びその子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所を提供することができた。さらに、子育てコンシェルジュを配置し、相談に応じることで子育て支援の充実に取り組むことができた。	A	子育て中の保護者及び子どもが気軽に集い交流でき、子育ての悩みを相談できる場所を提供することができた。	核家族化や少子化が進行し家庭での育児に孤独感を抱く保護者に対し、親同士の仲間づくりや子育てで相談ができる場所を提供していく。更に月に1回土曜日につどいの広場を実施する。
86	③赤ちゃん広場の開催	84	子育て支援センター	市内の子育て支援センター等において、月に1回、1歳までの乳児及び保護者が集い、乳児の身長及び体重を計測したり、日々の困りごと等を保育士又は助産師に相談したりすることができる赤ちゃん広場を開催し、子育て家庭の交流促進及び孤立防止を図る。	市内の子育て支援センター等において、月に1回、1歳までの乳児及び保護者が集い、乳児の身長及び体重を計測したり、日々の困りごと等を保育士又は助産師に相談したりすることができる赤ちゃん広場を開催し、子育て家庭の交流促進及び孤立防止を図った。	A	各子育て支援センターにおいて月に1回赤ちゃん広場を実施することで、子育ての悩みや困りごと等を相談できる場を提供することができた。	今後も1歳までの乳児をもつ子育て家庭の交流促進や孤立防止のため、赤ちゃん広場を開催し、乳児の身長や体重の計測のほか子育てに関する相談ができる場を提供していく。
87	④保育所等と連携した未就園児の交流活動の推進	84	子育て支援センター 幼児課	子育て家庭の交流促進及び孤立防止に向けて、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等において未就園児を対象に実施される交流活動及び園庭開放について、広報ひがしうみ、市ホームページ等で情報を発信する。	市内のこども園等において未就園児を対象とした交流活動や園庭開放の情報を、市ホームページやブログなどを通じて発信した。 子育て支援事業として、未就園児親子と園との交流を複数回行うことができた。	B	各保育園、幼稚園、認定こども園からの未就園児事業の情報を集約し、ホームページやブログなどで発信するとともに、ポスターの掲示やつどいの広場利用者へ周知することができた。 交流の内容、回数等互いに無理なく参加できるようにした。事業を周知できるよう方法を検討していく。	子育て家庭の交流や園との交流活動として未就園児を対象に実施される事業の紹介をしていく。 園生活の雰囲気を知ること、保護者同士が子育ての悩みを相談すること等、お互いに交流できる場として継続して実施していく。
88	⑤子どもへの絵本の読み読みの推進	84	図書館 子育て支援センター	子どもと保護者が共に絵本の世界を楽しみ、触れ合う時間となるよう絵本の読み読みを定期的に開催するとともに、絵本に出会う第一歩としてのブックスタート事業を実施する。また、子どもと保護者に対する多様な資料提供及び情報発信の充実を図るとともに、くつろいで交流できる居場所づくりに努める。	子どもと保護者が共に絵本の世界を楽しみ、触れ合う時間となる「おひざでだっこのおはなし会」等おはなし会やテーマに沿って本を集めた特設展示、原画展等企画事業を定期的に実施した。 毎月1回、各子育て支援センターつどいの広場において、図書館司書が絵本の読み聞かせをするおはなし広場を開催した。 また、子どもが絵本に出会いふれあうきっかけとなるよう、4箇所児健診において絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施した。	A	おはなし会やテーマ展示、企画事業を定期的に実施し、子どもと保護者の利用促進を図った。 読書ボランティアへの資料提供や情報交換により、子どもへの絵本の読み語り活動の推進を図った。 子どもと保護者に対する多様な資料を収集し提供した。 絵本をプレゼントすることで、親子で絵本の世界を楽しみ、ふれあう時間を持つきっかけとすることができた。	おひざでだっこのおはなし会は需要が高く熱心な参加がある。引き続き、取組を進めていく。 保護者への本の紹介や読み読みの方法などの情報提供、講座の実施を通じて、家庭での子どもへの読み読みを推進する。 市内の読書ボランティアと交流する機会を継続的に持ち、ボランティアのスキルアップにつながる研修や、子どもと本をつなぐ事業を協働で開催することで、子どもと本を結び手の育成を今後も継続して行っていく。 親子でふれあう時間をもつきっかけとなるよう、絵本をプレゼントするブックスタート事業の実施のほか、図書館と連携し、絵本の紹介や読み聞かせの方法を伝えていく。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
89	⑥地域が育む子どもの交流の場づくり・遊び場づくり【再掲】	84	こども政策課	子どもの居場所づくりとして、社会福祉協議会、地域の団体、ボランティア等と連携し、子ども食堂、子ども用のフリースペース、児童育成支援拠点等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の確保及び充実に取り組む。	小学生の夏季休業期間の居場所及び体験機会が充実するよう東近江市サマースクール事業を実施した。また、民間の居場所を含め、官民が連携した子どもの支援体制について検討し、居場所の持つ価値について整理した。	A	新たにサマースクール事業を創設し、居場所の充実を図った。	新たに高校生、大学生年代の居場所機能を有する拠点を設置し、さらに幅広い層の居場所づくりを進める。
(2) 子どもの体験活動の充実								
90	①放課後子ども教室の実施【再掲】	85	生涯学習課	全ての児童を対象として、放課後及び長期休業期間中に小学校の空き教室、コミュニティセンター等を利用し、地域と連携しながら多様な体験、交流及び学習の機会を提供する放課後子ども教室を実施する。また、継続的な実施に向けた人材の確保及び育成にも取り組む。	市内小学生を参加対象とし、放課後子ども教室を12教室実施した。	B	令和7年度に実施した放課後子ども教室では、事業の趣旨を達成できる充実した内容であったが、実施対象校が14校と、全小学校区の子どもの対象とならなかった。	令和8年度は、13教室の実施予定である。引き続き事業の成果を広く周知するなどして環境を整備していきたい。一方で補助金額に上限があり、教室の拡充の課題となっている。
91	②スポーツ・レクリエーション活動の充実と人材の育成	85	スポーツ課	スポーツを通じた子どもの健全育成及び居場所づくりの推進に向けて、学校体育施設及びスポーツ施設を広く開放し、気軽にスポーツができる環境の充実を図るとともに、スポーツ少年団、スポーツ推進委員及び総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ・レクリエーション活動の充実及び指導者の確保並びにスキルアップに関する支援を行う。	スポーツ推進委員協議会の活動では、子どもから高齢者までの様々な団体にニュースポーツの紹介や健康づくりの支援を行うためのニュースポーツ等出前講座を実施した。 また、市内の認定こども園で「親子運動遊び」として、教室を実施した。 総合型地域スポーツクラブについては市内には7団体あり、各クラブで子どもから高齢者までを対象に様々な事業が展開された。	B	ニュースポーツ出前講座については、平日の講座が多く、一部の指導者が固定されているため、負担増となっている。できる限り平日と休日の出役について、委員の中でルール化する等の対応策の検討が必要である。 総合型地域スポーツクラブについては、会員数も徐々に減っている。また、指導者や事務局員の後継者不足が課題となる上、登録認証制度によりマネジメント能力の向上も求められている。	ニュースポーツ出前講座については、平日の講座が多く、一部の指導者が固定されているため、負担増となっている。できる限り平日と休日の出役について、委員の中でルール化する等の対応策の検討が必要である。 総合型地域スポーツクラブについては、会員数も徐々に減っている。また、指導者や事務局員の後継者不足が課題となる上、登録認証制度によりマネジメント能力の向上も求められている。
92	③里山保育の実施	85	森と水政策課	自然への興味を引き出し生きる力を培うための本市独自の取組である里山保育について、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園と連携し、主に5歳児クラスを対象として実施する。	19園で里山保育を実施した。各園がある地域の近くの里山や川べりなどに出かけ、季節によって変化のある自然について、体験を通じて学んでもらった。	A	平成27年度から始まった本事業は、毎年2園ずつ体験できる園を増やしており、子どもたちに広く里山保育を提供することができた。	令和8年度更に2園拡大し、合計21園で里山保育を実施する。各園で充実した里山保育を実施するためには、スタッフの確保と育成が必要不可欠である。
93	④森里川湖のつながり、地域資源を知る機会の創出	85	森と水政策課	子どもが本市の森里川湖に育まれた豊かな自然とそのつながりに気づき、自然を基盤として積み重ねられてきた歴史及び文化の奥深さを知る中で、ふるさとへの愛着心を醸成する体験活動を実施する。	愛知川流域の恵みの体感を通して東近江市への愛着心を醸成するため、上流（奥水源寺地区）、中流（八日市地区）、下流（能登川地区）で3日間の体験事業を3回行った。	A	合計60人が定員のところ、132人の応募があり、本市の自然や歴史に関わる体験への関心の高さが伺える。また、参加した子どもたちからその家族へと本市の魅力が共有されることで、地域愛が醸成されている。	体験コンテンツの充実や、受け入れ体制の強化が必要である。体験内容を充実し、令和8年度も引き続き実施する。
94	⑤河辺いきものの森及び布引の森の活用	86	河辺いきものの森 布引の森	子どもが身近な自然環境を体感し、自然の楽しさ及び大切さを実感できる拠点として河辺いきものの森及び布引の森を活用し、鈴鹿山脈から琵琶湖までつながる本市の豊かな自然の価値に気づく機会を提供する。	両施設でやまのこ事業を始めとする様々な取組を実施した。河辺いきものの森は、年間約12,000人の来場があった。布引の森も市内での来場者が増えた。	B	河辺いきものの森は安定した来場者が見込めているが、布引の森については認知度がまだまだ低い。	体験コンテンツの充実を測ることで、より一層認知度を向上させる。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
95	⑥郷土の歴史・文化と触れ合う機会の充実	86	歴史文化振興課 博物館構想推進課	歴史文化講座の開催、小中学校PTA等の体験活動の支援及び協力を行い、郷土の歴史文化と触れ合う機会の充実を図るとともに、市内の芸術及び自然歴史文化をテーマとした観察会、ワークショップ、イベント等を開催し、体験を通じた郷土愛の醸成を図る。また、各種事業を実施する際に、子どもが楽しく参加できるよう、専門的な知識を有する職員の配置及びボランティアスタッフの充実を図る。	各文化施設において展示やイベントを通して歴史文化に触れ合う機会を提供した。 (令和7年度実績) 能登川博物館 各種観察会 9回 91人 昔のくらし体験(小学校3年生) 355人 近江商人博物館 土曜日無料開放 30人 西堀紫三郎記念探検の殿堂 プログラミング体験・実験工作 ・イベント 1,306人 博物館連携 ウキウキワクワク東近江ミュージアム 394人 埋蔵文化財センター 小学校の歴史学習支援・出前講座等 776人	A	専門職員や専門家を講師に充実した内容の体験が得られたことが、参加者アンケートからうかがえた。市内博物館連携事業は、市内の公立民間博物館が集まり、様々な博物館を知ってもらう機会として有効であった。 普段の授業では触れることのできない実物資料や実際に調査等に係る担当者から直接話を聞く機会を提供できた。	引き続き、各文化施設の特徴を生かした展示やイベントを開催する。 また、市内公立・民間博物館合同事業「ウキウキワクワク東近江ミュージアム」を市内商業施設にて開催し、気軽に博物館に触れてもらう活動を継続実施する。
96	⑦青少年の体験活動促進	86	生涯学習課	青少年が地域の自然の中で野外活動及び集団生活を通し、社会規範、協調性、自立(自律)心等の生きる力を身に付けることを目的に、体験活動を実施する。	永源寺地区にある愛郷の森で、市内在住の小学3年生から中学生までを対象としたデイキャンプを4回、小学5年生から中学生までを対象とした2泊3日の宿泊キャンプを1回実施した。 また、河辺いきもの森で子どもたちの活動を支援する青年リーダーの研修を行い、キャンプの技術や子どもとの関わり方などを学んだ。	B	令和7年度の目標参加者数192人(定員数)に対し、実際に参加した人数は185人だった。 例年、宿泊キャンプは定員を大幅に超える人気があるが、デイキャンプは定員割れが続いている。デイキャンプにおける参加者募集に改善の余地がある。	今年度は小学2年生を対象としたデイキャンプを行い、前年度よりも広く体験活動の機会を提供する。 また、事業への参加や青年リーダーとの関わりをきっかけに将来、青年リーダーとして活躍してくれることを期待する。 そして地域の将来を担う人材発掘や育成を図っていく。

事業 番号	取組	計画書 ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方向性
4-3 安心・安全な環境づくり								
(1) 子どもを犯罪被害から守る取組の推進								
97	①防犯意識の向上	87	生涯学習課 学校教育課 防災危機管理課	防犯意識の高揚を図るため、小学生を対象に防犯教室を実施し、子どもが犯罪被害の危険から自らの身を守る能力を培う。また、子どもがそれぞれの発達に応じて危険予測及び危機回避ができるよう、保護者への啓発を進める。さらに、不審者又は変質者の発生時には、メール配信等により迅速に情報を発信する。	市立小中学校で情報モラル教室を実施したり、防犯教育に活用できる資料を周知したりした。 小学生（主に低学年）を対象とした「子ども防犯教室」を14校において実施し、「自分の身は自分で守る」方法を伝えた。また、保護者や関係機関に対しては、不審者・変質者の発生時、メール配信や一斉通報を行う等、子どもの安全安心対策に努めた。	B	学校の実態に応じて、不審者対応避難訓練など、防犯意識の向上が図られていた。 低学年のうちに防犯意識をしっかりと身につけることが肝要であるが、「子ども防犯教室」の実施校数は、全小学校数からすると約6割にとどまっている。	学校危機管理計画の中に防犯教育についても位置づけ、計画的に取組が進められるよう引き続き進めていく。
98	②学校と連携した防犯等教育の推進	87	学校教育課 生涯学習課	学校と連携し、情報モラル教室、防犯教室等を実施することにより、SNSを通じたトラブルの防止及びスマートフォンへの依存を防ぐための指導及び啓発に取り組む。児童生徒の保護者に対しても、広報及び学校だよりを通じて、スマートフォンの適正利用及び子どもを犯罪被害から守るためのフィルタリング機能の利活用の推進に向けた啓発を推進する。	「ペアレントコントロール」という、学習者用端末の保護者見守り機能があることを各家庭に周知し、持ち帰り端末が適正に活用される環境を構築した。 防犯教室において「自分の身は自分で守る」ことを伝えた。	B	ペアレントコントロールの機能があることは周知したが、どの程度家庭で活用されているかが把握できていない。市内の小学校全てにおいて防犯教室を行い、「自分の身は自分で守る」ことを伝える必要がある。	引き続きペアレントコントロールを推進するとともに、活用数の把握を進めたり、活用を進める上での課題を収集したりする。 また、市内全22校の小学校で防犯教室を行う。
99	③CAPプログラムの推進	87	学校教育課 こども相談支援課	小学校3年生を対象として、子ども自身がいじめ、誘拐、児童虐待、痴漢又は性暴力といった様々な権利侵害から自分を守るための教育プログラムであるCAPプログラムを実施する。	小学校35クラス943人に対してCAPプログラムによるこどもワークショップを実施した。	A	CAPプログラムを受講することにより、子どもたちが自分自身の心と体を大切にす気持ち（自尊感情）を育てるだけでなく、様々な権利侵害から自分を守るスキルを学ぶことができた。	引き続き、子どもの安全安心な環境づくりのため、小学3年生を対象にCAPプログラムによるこどもワークショップを継続して実施していく。また、その環境づくりには周囲の大人の理解も必要であるため、保護者や教員向けの大人ワークショップも実施していく。
100	④被害にあった子どもの保護の推進	87	学校教育課 こども相談支援課	いじめ、児童虐待又は犯罪被害を受けた子どもの心の安定を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもからの相談の受付及び心のケアに取り組むとともに、小学校についても要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。また、ニーズ等に応じてスクールカウンセラーの相談支援体制の充実を図る。	事案が発生したときに、迅速に市のスクールカウンセラーを派遣し、子どもの様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアに努めた。	B	事案が発生したときに、迅速に市のスクールカウンセラーを派遣し、子どもの様々な悩みや不安に寄り添い、心のケアに努めることができた。	引き続き、児童虐待又は犯罪被害を受けた子どもの心の安定を図るため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもからの相談の受付及び心のケアに取り組むとともに、小学校についても要請に応じてスクールカウンセラーを派遣する。また、ニーズ等に応じてスクールカウンセラーの相談支援体制の充実を図る。
(2) 地域における安心・安全への取組								
101	①教育・保育施設における危機管理対策の推進	88	教育総務課 学校教育課 幼児施設課 幼児課	教育・保育施設において、施設の安全確保及びけがへの応急処置に関する研修、また、食に関する危機管理対策として、食物アレルギー及びアナフィラキシー症状が現れた際の救急処置等に関する研修を実施する。	保育所等の全職員を対象に実践を交えての講習会を実施した。救命講習を行い緊急時対応スキルの習熟を図った。 また、小中学校31校で食物アレルギー発生時の救急処置や心肺蘇生法研修を実施。緊急使用薬の使用についても学校の実態に応じて研修を行った。 各小中学校にて毎月安全点検を行い、報告書の提出を求めた。危険箇所の確認を行い、修繕を実施した。	A	保育所等においては研修に実践を講習に取り入れることで、実際に体を動かして救急処置の流れを体験できた。これにより、いざという時に迅速かつ正確に動けるスキルが身についたと考える。 各小中学校の校内体制、緊急薬預かり児童生徒の確認など各校の実態に応じた研修を行い、児童生徒の安全確保に努めることができた。また、危険箇所を毎月確認し、報告してもらうことで、児童生徒の安全確保に努めることができた。	心肺蘇生法研修や救急処置の研修を継続する。事故発生時の役割分担を想定した研修など研修内容の充実にも努める。安全点検報告を受け、改修を行い学校施設の安全確保に努める。

事業番号	取組	計画書ページ	担当課	内容	令和7年度実施内容	令和7年度評価	評価理由	課題と令和8年度の方方向性
102	②教育・保育施設における安全管理の徹底	88	教育総務課 学校教育課 幼児施設課 幼児課	教育・保育施設において、犯罪、災害等から子どもを守るため、防犯カメラ、緊急通報システム等の防犯設備の維持管理及び機器更新を行うとともに、随時危機管理マニュアルの見直しを行い、安全対策・危機管理対策の強化に努める。また、事故及びけがに対する正しい予防法及び応急処置法の周知徹底を図る。	防犯カメラ等の機器の不具合が生じた場合に、修理・交換を行った。大規模改修工事において、防犯カメラの設置数の見直しを行った。 (防犯カメラ設置台数R7年度末時点234台) また、実践を交えての事故、けがに対する予防法と救命救急についての研修を実施した。また、救命講習を実施した。	A	防犯カメラについて、令和6年度末216台から234台に増台し、カメラの不具合についても全て対応できた。 研修や講習を実施することで緊急時の対策、危機管理意識を持つことができた。	犯罪や災害等から子どもを守るため、計画的に防犯カメラや緊急通報システムなどの防犯設備の整備を進める。 また、今後も事故、けがに対する予防法と救命救急の研修会を実施する。
103	③地域ぐるみの防犯体制の強化	88	教育総務課 生涯教育課	地域住民及び事業所の協力を得ながら、こども110番の家及びこども110番のくるまを推進し、安心・安全に過ごせる環境づくりを進めるとともに、青少年育成市民会議等の各種団体との協働による巡回活動及び登下校の見守り活動を推進する。	スクールガードについて、各小学校を通じて登録と活動を進めた。また、スクールガード養成講座を小学校20校で開催した。 こども110番の家を1286件、こども110番のくるまを24件設置した。また、各地区において、青少年育成市民会議において巡回活動等を行った。	A	スクールガードの登録人数は前年度と比較して増加した。子どもの登下校に係る見守り活動のため、こども110番等の件数を増やす必要がある。	スクールガードの活動用品について、ベスト、帽子、横断旗などを配付し協力体制の整備を継続する。 こども110番の家は少しずつ減少している。今後もこども110番の家を増やすため、通学路にある店舗等に積極的に依頼をしていく。
104	④交通安全対策の推進	88	教育総務課 学校教育課 少年センター 市民生活相談課 幼児施設課 幼児課	交通安全の推進に向けて、就学前の教育・保育施設ではカンガルークラブの活動を通して交通ルールを学ぶ機会の充実に取り組む。学校では、交通安全教室の実施及び自転車利用時の児童生徒に対するヘルメット着用徹底の呼び掛け。また、地域のボランティア等と連携した登下校時の見守り及び青色防犯パトロール活動に取り組む。さらに、通学路等安全推進連絡会の構成員である教育委員会、こども未来部、警察及び道路管理者は、引き続き合同点検をはじめ、危険箇所を確認して安全対策の改善及び充実に努める。	カンガルークラブの活動として、市内27園にて交通安全教室を実施した。また、小学校22校、中学校5校で自転車シミュレーターを活用した交通安全教室の実施し、中学校では登校時間に合わせてヘルメット着用等と呼び掛ける啓発を行った。 スクールガードについて、各小学校を通じて登録と活動を進めた。通学路の安全対策について、関係機関と30箇所の点検を行った。 交通安全教育に活用できる資料や、自転車ルールブックについて周知し、活用を呼び掛けた。	B	ヘルメット着用がまだ浸透しておらず、今後も啓発が必要である。 スクールガードの登録人数は前年度と比較して増加した。 園外散歩や登降園時の駐車場での交通ルールを身に付けることができた。	各園、学校での交通安全教室や啓発活動を継続していく。小さい頃からヘルメットを着用することが習慣となるよう呼び掛けていく。 スクールガードについては、協力体制の整備を継続する。 通学路の危険箇所については、引き続き関係機関と連携し点検を行い、安全対策の充実に努める。 交通ルールの遵守やヘルメットの着用について、各課と連携し啓発に努める。

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画 【第6章】幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業 施策体系表

項目	事業	事業の内容	計画書 ページ	担当課
1 幼児期の教育・保育事業			91	幼児課
2 地域子ども・子育て支援事業	ア 利用者支援事業	① 基本型	93	子育て支援センター
		② 特定型	93	幼児課
		③ こども家庭センター型	93	こども相談支援課
		④ 妊婦等包括相談支援事業型	93	健康推進課
	イ 時間外保育事業(延長保育事業)		95	幼児課
	ウ 放課後児童健全育成事業(学童保育所)		95	こども政策課
	エ 子育て短期支援事業(ショートステイ)		95	こども相談支援課
	オ 乳児家庭全戸訪問事業		95	健康推進課
	カ -1 養育支援訪問事業		99	こども相談支援課
	カ -3 子育て世帯訪問支援事業		100	こども相談支援課
	カ -4 児童育成支援拠点事業		101	こども相談支援課
	カ -5 親子関係形成支援事業		101	こども相談支援課
	キ 地域子育て支援拠点事業		102	子育て支援センター
	ク -1 一時預かり事業幼稚園型	① (預かり保育)	103	幼児課
	ク -2 一時預かり事業幼稚園型以外	② (認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育所)	103	幼児課
	ケ 病児保育事業		104	幼児課
	コ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)		105	子育て支援センター
	サ 妊婦健康診査事業		105	健康推進課
	シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		106	幼児課
	ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		107	幼児課
	セ 産後ケア事業		107	健康推進課
	ソ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		108	幼児課

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画【第6章】 進行管理表

(1)幼児期の教育・保育事業に係る量の見込みと確保方策について（計画P91）

計画値と実績値の比較（東近江市全域）（単位：人）

計画値	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	727	1,716	203	416	468	657	1,721	211	432	464	572	1,672	219	448	476	506	1,659	227	464	488	450	1,670	235	479	499
②確保方策	1,863	1,772	241	422	488	1,863	1,772	241	432	488	1,863	1,772	241	448	498	1,863	1,772	241	464	498	1,778	1,773	243	479	499
教育・保育施設	1,863	1,772	207	372	430	1,863	1,772	207	382	430	1,863	1,772	207	398	440	1,863	1,772	207	414	440	1,778	1,773	209	429	441
地域型保育事業			34	50	58			34	50	58			34	50	58			34	50	58			34	20	58
②－①	1,136	56	38	6	20	1,206	51	30	0	24	1,291	100	22	0	22	1,357	113	14	0	10	1,328	103	8	0	0

実績値	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み（※1）	589	1,855	247	496	525																				
②確保方策（※2）	588	1,829	187	450	509																				
教育・保育施設	588	1,829	166	394	461																				
地域型保育事業			21	56	48																				
②－①	△ 1	△ 26	△ 60	△ 46	△ 16																				

差引 （実績値－計画値）	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号			1号	2号	3号		
	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳
①量の見込み	△ 138	139	44	80	57																				
②確保方策	△ 1,275	57	△ 54	28	21																				
教育・保育施設	△ 1,275	57	△ 41	22	31																				
地域型保育事業			△ 13	6	△ 10																				
②－①	△ 1,137	△ 82	△ 98	△ 52	△ 36																				

○特記事項
（※1）実績値の「①量の見込み」は令和7年度中の入所申込数
（※2）実績値の「②確保方策」は令和8年1月1日現在の入所児童数

【確保方策（実績及び次年度以降の計画）】	
（令和7年度） ・ひまわり幼児園で1号→2号へ15人、3号へ10人定員増 ・中野むくのき幼児園で1号→2号へ15人定員増 ・幼保連携型認定こども園、のどがわひかりこども園新設 1号15人、2号45人、3号30人増	
（令和8年度） ・わかば幼児園で1号→3号へ10人定員増 ・能登川あおぞら幼児園1号→3号へ10人定員増 ・延命こども園1号→2号7人、3号3人定員増 ・こども園あつがる1号→2号6人、3号5人定員増	

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画【第6章】 進行管理表

(2)地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について

(令和7年度実績)

ア 利用者支援事業（計画P93）

(基本型)

子育て支援センター

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	6	6	6	6	6	箇所
②確保方策(コンシェルジュ派遣先)	6	6	6	6	6	
③実績	6					
③－②	0					
○特記事項 公設6箇所及び民間施設7箇所(派遣)で実施						

(特定型)

幼児課

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	1	1	1	1	1	箇所
②確保方策	1	1	1	1	1	
③実績	1					
③－②	0					
○特記事項						

(こども家庭センター型)

こども相談支援課

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	1	1	1	1	1	箇所
②確保方策	1	1	1	1	1	
③実績	1					
③－②	0					
○特記事項						

(妊婦等包括相談支援事業型)

健康推進課・子育て支援センター

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	1,549	1,536	1,522	1,509	1,496	延べ回数/年
②確保方策	1,549	1,536	1,522	1,509	1,496	
③実績	1,487					
③-②	△ 62					

イ 時間外保育事業(延長保育事業) (計画P95)

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	利用者数	74	72	70	68	67	延人/日
		17,760	17,280	16,800	16,320	16,080	延人/年
	施設数	30	30	30	30	30	箇所
②確保方策	利用者数	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	延人/年
	施設数	30	30	30	30	30	箇所
③実績	利用者数	18,313					延人/年
	施設数	30					箇所
③-②	利用者数	△ 3,287					延人/年
	施設数	0					箇所
○特記事項							

ウ 放課後児童健全育成事業(学童保育所) (計画P95)

こども政策課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み(利用人数)	1年生	457	411	435	428	400	人/年
	2年生	372	385	355	369	368	
	3年生	357	341	349	321	341	
	4年生	295	285	270	282	259	
	5年生	171	183	182	169	185	
	6年生	77	78	93	94	91	
	特別支援学級	11	49	51	59	61	
	合計	1,740	1,732	1,735	1,722	1,705	
②確保方策	利用人数	2,142	2,142	2,142	2,141	2,142	人/年
	支援単位数	41	41	41	41	41	支援単位
③実績	利用人数	1,775					人
	施設数	41					箇所
③-②	利用人数	△ 367					人
	施設数	0					箇所
(参考)受入上限数	利用人数	1,978	2,025	2,062	2,062	2,112	人
○特記事項							
箕作小学校区に民間学童保育所「学童みらいっこみづくり」開設							

エ 子育て短期支援事業(ショートステイ) (計画P98)

こども相談支援課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		100	100	100	100	100	延人/年
②確保方策	量の見込み	100	100	100	100	100	延人/年
	確保方策	13	13	13	13	13	人/回
③実績	年間受入数	75					延回/年
	1回の受入可能数	19					人
③-②	年間受入数	△ 25					延回/年
	1回の受入可能数	6					人

オ 乳児家庭全戸訪問事業 (計画P98)

健康推進課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		704	698	692	686	680	件/年
②確保方策		704	698	692	686	680	
③実績		689					
③-②		△ 15					
(参考)出生者数		699					人/年
○特記事項							

カー1 養育支援訪問事業（計画P99）

（家事・育児支援）

こども相談支援課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		50	50	50	50	50	延人/年
②確保方策	回数	50	50	50	50	50	延人/年
	支援員数	6	7	8	9	10	人
③実績	回数	58					延回/年
	支援員数	9					人
③－②	回数	8					延回/年
	支援員数	3					人
○特記事項							

カー3 子育て世帯訪問支援事業（計画P100）

こども相談支援課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		110	120	130	140	150	延人/年
②確保方策		110	120	130	140	150	延人/年
	支援員数/人	5	5	5	5	5	支援員/人
	事業所数/箇所	2	3	4	5	6	事業所数/箇所
③実績	支援員数/人	5					延回/年
	事業所数/箇所	1					人
③－②	支援員数/人	0					延回/年
	事業所数/箇所	△ 1					人
○特記事項							

カー4 児童育成支援拠点事業（計画P101）

こども相談支援課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
	量の見込み	10	10	10	10	10	人/年
	確保方策	10	10	10	10	10	人/年
③実績		0					延人/年
③－②							人
○特記事項 児童育成支援拠点未開設							

カー5 親子関係形成支援事業（計画P101）

こども相談支援課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
	量の見込み	10	10	10	10	10	人/年
	確保方策	10	10	10	10	10	人/年
③実績		16					延人/年
③－②		6					人
○特記事項							

キ 地域子育て支援拠点事業（計画P102）

子育て支援センター

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	利用者数	80,429	90,080	100,890	112,997	126,557	延人/年
	施設数	13	13	13	13	13	箇所
②確保方策	利用者数	142,560	142,560	142,560	142,560	142,560	延人/年
	施設数	13	13	13	13	13	箇所
③実績	利用者数	69,521					延人/年
	施設数	13					箇所
③－②	利用者数	△ 73,039					延人/年
	施設数	0					箇所
○特記事項							

クー1 一時預かり事業(幼稚園型)[預かり保育]（計画P103）

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		18,400	18,000	17,000	16,200	15,600	延人/年
②確保方策		19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	
③実績		13,349					
③－②		△ 5,851					
○特記事項							

クー2 一時預かり事業(幼稚園型以外)（計画P103）

（認定こども園・小規模保育事業所・認可外保育所）

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		3,223	3,223	3,223	3,516	3,516	延人/年
②確保方策		14,064	14,064	14,064	14,064	14,064	
③実績		2,742					
③－②		△ 11,322					
○特記事項							

ケ 病児保育事業（計画P104）

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み							延人/年
	愛東病児保育室	75	82	87	93	98	
	八日市病児保育室	44	48	52	54	58	
	能登川病児保育室	304	331	352	378	398	
	合計	423	461	491	525	554	
②確保方策							
	愛東病児保育室	720	720	720	720	720	
	八日市病児保育室	720	720	720	720	720	
	能登川病児保育室	720	720	720	720	720	
	合計	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	
③実績							
	愛東病児保育室	143					
	八日市病児保育室	16					
	能登川病児保育室	168					
	合計	327	0	0			
③－②							
	愛東病児保育室	△ 577					
	八日市病児保育室	△ 704					
	能登川病児保育室	△ 552					
	合計	△ 1,833					
④量の見込み		3	3	3	3	3	箇所
⑤確保方策		3	3	3	3	3	
⑥実績		3					
⑥－⑤		0					
○特記事項							

コ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）計画P105）

子育て支援センター

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み		764	740	717	695	676	延件/年
②確保方策	件数	764	740	717	695	676	延件/年
	協力・両方会員数	167	177	187	197	207	人
③実績	件数	1,141					延件/年
	協力・両方会員数	171					人
③－②	件数	377					延件/年
	協力・両方会員数	4					人
○特記事項							

サ 妊婦健康診査事業（計画P105）

健康推進課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	受診回数	9,856	9,772	9,688	9,604	9,520	延回/年
	実人数	704	698	692	686	680	実人数/年
②確保方策	受診回数	9,856	9,772	9,688	9,604	9,520	延回/年
	実人数	704	704	692	686	680	実人数/年
③実績	受診回数	8,855					延回/年
	実人数	1,124					人/年
③－②	受診回数	△ 1,001					延回/年
	実人数	420					人/年
○特記事項							

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（計画P106）

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
①量の見込み	1号認定	27	31	27	24	21	延べ月数
	2号認定	68	68	67	66	67	
	3号認定	31	31	33	34	35	
②実績	1号認定	42					
	2号認定	32					
	3号認定	37					
○特記事項							

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（計画P107）

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
量の見込み	人数	48	48	48	48	48	延人/年
②確保方策	人数	48	48	48	48	48	延人/年
量の見込み	施設	4	4	4	4	4	箇所
確保方策	施設	4	4	4	4	4	箇所
③実績	人数	19					延人/年
	施設	1					箇所
③－②	人数	△ 29					延人/年
	施設	△ 3					箇所
○特記事項							

セ 産後ケア事業(計画P107)

健康推進課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
居宅訪問型	①量の見込み	32	32	31	31	31	延人/年
	②確保方策	32	32	31	31	31	延人/年
③実績		29					
②－③		△ 3					
短期入所型	①量の見込み	22	21	21	21	21	延人/年
	②確保方策	22	21	21	21	21	延人/年
③実績		38					
②－③		16					
通所型	①量の見込み	30	30	29	29	29	延人/年
	②確保方策	30	30	29	29	29	延人/年
③実績		38					
②－③		8					
延べ	①量の見込み	84	83	81	81	81	延人/年
	②確保方策	84	83	81	81	81	延人/年
③実績		105					
②－③		21					
○特記事項							

ソ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(計画P108)

幼児課

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
0歳	①量の見込み	2	2	2	2	2	延人/日
	②確保方策	2	2	2	2	2	延人/日
③実績		0					
②－③							
1歳	①量の見込み	5	5	5	5	5	延人/日
	②確保方策	5	5	5	5	5	延人/日
③実績		0					
②－③							
2歳	①量の見込み	5	5	5	5	5	延人/日
	②確保方策	5	5	5	5	5	延人/日
③実績		0					
②－③							
○特記事項							
令和7年度事業実施なし。令和8年4月1日からひまわり、さくらんぼ、湖東ひばり、蒲生の4園で事業開始							

第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画の指標

資料 2 - 4

◆…重点施策

施策の展開(第5章)				指標(単位)	実績 R6	実績 R7	評価	目標 R11	担当課
基本目標	課題	施策の方向性	主要施策						
基本目標1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり	課題1 教育・保育の充実と子どもの健やかな育ちへの支援	1 幼児期の教育・保育の充実	幼児教育・保育の充実 ◆	保育所等の待機児童数(人)	8	15	—	0	幼児課
		2 放課後等の子どもの活動の場の充実	(1)多様な放課後活動等の推進	放課後こども教室の実施箇所数(箇所)	11	12	85%	14	生涯学習課
			(2)学童保育所の充実	学童保育所の待機児童数(人)	76	20	—	0	こども政策課
		3 学校等における子どもの健やかな育ちへの支援	(1)学校・家庭・地域の連携強化	コミュニティ・スクール実施学校数(校)	6	7	87%	8	生涯学習課
			(2)学校と連携した相談等支援の推進	スクールカウンセラー派遣小中学校数(校)	27	28	90%	31	学校教育課
			(3)子どもの健全育成の推進	薬物乱用防止教室実施小中学校数(校)	24	23	74%	31	学校教育課 健康推進課
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	課題2 子育てと仕事のライフプラン実現への支援	1 子どもの誕生前からの切れ目のない支援の充実	(1)妊娠・出産に関する支援の推進	妊娠届出11週以下での妊娠の届出率(%)	96.1	95.9	99%	96.5	健康推進課
			(2)母子の健康への支援と医療機関等との連携	3歳6か月児健康診査受診率(%)	98.4	98.4	98%	100.0	健康推進課
			(3)子育て家庭の経済的基盤の安定	児童手当の現況届未提出者数(件)	1	3	—	0	こども政策課
			(4)親と子どもの共育ちの支援	第6章事業 親子関係形成支援事業(人/年)	未実施	16.0	160%	10	こども相談支援課、 子育て支援センター
		2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)仕事と生活の調和を推進するための意識づくり	男女共同参画を含む人権啓発推進のための訪問事業所数(従業員20人以上)(箇所)	224	234	102%	229	商工労政課
			(2)企業における子育て支援の取組の推進	市内事業所(20人以上)の男性の育児休業取得割合(%)	52.9	52.9	70%	74.7	商工労政課
基本目標3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり	課題3 全ての家庭が安心できるインクルーシブな支援体制の整備	1 子どもの未来応援施策の推進	(1)児童虐待の防止と孤独・孤立対策の推進 ◆	児童虐待対応件数(件)	546	480	94%	506	こども相談支援課
			(2)貧困・ひとり親家庭等への支援の推進 ◆						
			(3)こども家庭センターを中心とした児童虐待予防のための支援の推進 ◆						
		2 インクルーシブな支援体制の整備	(1)障害児支援の推進 ◆	小中学校における個別指導計画の外部機関との連携率(%)	64.1	47.1	62%	75	学校教育課
			(2)外国にルーツのある家庭への支援の推進 ◆	日本語初期指導教室指導員の学校等への派遣回数(回)	1	16	80%	20	学校教育課
基本目標4 社会全体で子育てする環境づくり	課題4 地域社会と連携した子育て支援の推進	1 子どもの育ちを支える環境づくり	(1)子どもの権利を守る取組の推進	子どもの意見を聴く機会の確保(回)	4	1	14%	7	生涯学習課、学校教育課、 こども政策課
			(2)子育て支援ネットワークづくり	第6章事業 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕協力会員数(人)	158	171	82%	207	子育て支援センター
		2 交流・体験の機会創出	(1)子どもの交流の場づくり・遊び場づくり	第6章事業 地域子育て支援拠点事業(延べ人数/年)	75,458	69,521	54%	126,557	子育て支援センター
			(2)子どもの体験活動の充実	里山保育の実施園数(園)	17	19	82%	23	幼児課
		3 安心・安全な環境づくり	(1)子どもを犯罪被害から守る取組の推進	小学生を対象とした防犯教室の実施回数(回)	20	13	59%	22	生涯学習課
			(2)地域における安心・安全への取組	子ども110番の家の事業協力者数(箇所)	1,294	1,286	98%	1,310	生涯学習課

1 こども計画とは

- こども基本法（令和 5 年施行）で、こども基本法、国こども大綱、県こども計画を勘案して市町村においてこども計画を策定することが努力義務とされている。
- こども計画は、「子ども・若者計画」「こどもの貧困解消に向けた計画」「その他こども施策に関する計画」を一体的に策定することができるとされている。

2 東近江市こども計画策定のイメージ

- 東近江市では、第 3 期東近江市子ども・子育て支援事業計画（R7～R11）を策定している。本計画の中間見直しのタイミング（R10～）で、市町村こども計画に必要な要素を本計画の別冊（（仮称）東近江市こども計画こども・若者編）として策定し、本計画と合わせて東近江市こども計画とする。

東近江市子ども・子育て支援事業計画

（入っている要素）

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援計画
- こどもの貧困解消に向けた計画



（仮称）東近江市こども計画こども・若者編

（追加する要素）

- こども計画
⇒こどもの権利、こどもの意見反映
- 子ども・若者計画
⇒19歳～39歳までの若者期の対応



第 1 期東近江市こども計画（R10～R11）

1 東近江市こども施策審議会

- こども施策の調査審議を行うための有識者会議（令和7年8月1日条例施行）
- 委員は、以下のとおり。（20名）
認定こども園、PTA、小・中学校、学童保育所、地域子育て支援拠点事業、青少年育成市民会議、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、まちづくり協議会、日野子ども家庭相談センター、東近江国際交流協会、就労対策協議会、お産子の家、医師会、若者代表、有識者（びわこ学院大学 奥田教授、滋賀県立大学 原准教授）

開催日	内容
令和7年11月11日	- こどもを取り巻く状況について共有 - 有識者による講演 - 部会（子ども・子育て支援、こどもの権利、若者）ごとに意見交換

2 東近江市こども施策プロジェクト委員会

開催日	内容
令和7年7月31日	- こどもを取り巻く状況について共有 - 部会（子ども・子育て支援、こどもの権利、若者）ごとに意見交換
令和7年10月9日	- 令和8年度新規事業に関する情報共有 - ペルソナから考える支援について意見交換

1 東近江市こども計画策定に向けた対応

(1) 現状分析、当事者の意見聴取(マクロ視点)

- ア 当事者を取り巻くデータ整理
- イ 若者意識調査

(2) テーマ別の意見聴取・意見交換(ミクロ視点)

- ア テーマ別関係者ヒアリング
 - 若者・困窮⇒子どもの学習・生活支援事業運営者
 - 若者・就労、ヤングケアラー⇒市内高等学校、市内大学
 - 結婚⇒東近江市結婚サポート連絡会委員及び登録者
- イ テーマ別意見交換会
 - 子ども・子育て支援
 - ⇒ 子ども・子育て支援施策の充実に関する意見交換
 - (例) 子育ての相互支援の充実、こどもを見守るネットワーク、居場所の多機能化
 - こどもの権利、若者
 - ⇒ こどもの意見反映、若者施策に関する意見交換
 - (例) 若者のにぎわいの場事業利用者の意見交換

(3) 方針・施策検討

- ア 東近江市こども施策審議会
- イ 東近江市こども施策プロジェクト委員会

令和8年度以降の取組

2 取組スケジュール

R8	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
聴く	● 若者意見調査～4/10 ヒアリング		意見交換会(2回)	
検討		● ①審議会7/28 ・子子計画の進捗報告 ・若者意見調査、ヒアリングの結果共有 ・こども計画策定に向けた対応共有	● ②PJ会議 8/24 ・こども計画(別冊)の骨子検討 ・R9施策検討 ・意見交換会の企画検討	● ②審議会 2月 ・意見交換会の結果共有 ・こども計画(別冊)骨子検討 ・取り組むべき施策について意見交換
		● ①PJ会議 6/30 ・若者意見調査、ヒアリングの結果共有 ・こども計画策定に向けた対応共有	● ③PJ会議 秋 ・意見交換会の運営	● ④PJ会議 1月 ・意見交換会の結果共有 ・こども計画(別冊)骨子検討 ・取り組むべき施策について意見交換
R9	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
	こども計画(別冊)素案検討	こども計画(別冊)素案作成	こども計画(別冊)最終案作成 子子計画量の見込み検討	こども計画(別冊)策定 子子計画中間見直し完了
		①PJ会議 ①審議会	②PJ会議 ②審議会	③PJ会議 ③審議会 ⁴

こども計画完成

東近江市若者の意識に関する調査

1 調査概要

(1) 調査期間

令和 8 年 3 月 18 日（水）から同年 4 月 10 日（金）まで

(2) 回答方法

インターネット回答又は調査票での回答

(3) 対象者

16 歳から 29 歳までの市民の中から 3,000 人を無作為に抽出し案内を郵送
（未到達 9 人）

2 回答者

497 人（回答率 16.6%）

※すべてインターネットでの回答

3 回答結果

次項以降のとおり

問1 あなたの年齢をお答えください。（令和8年3月1日現在）

項目	件数	割合
16歳～20歳	182 件	36.6%
21歳～25歳	144 件	29.0%
26歳～29歳	165 件	33.2%
不明	6 件	1.2%
合計	497 件	100.0%

問2 あなたの性別をお答えください。

項目	件数	割合
1 男性	233 件	46.9%
2 女性	249 件	50.1%
3 未回答	15 件	3.0%
合計	497 件	100.0%

問3 あなたの結婚の状況をお答えください。

項目	件数	割合
1 結婚している（事実婚を含む）	91 件	18.3%
2 結婚していない	406 件	81.7%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「結婚していない」が圧倒的多数で、全体の 81.7% を占めています。
- ・ 「結婚している（事実婚を含む）」は 91 件（18.3%）にとどまっています。
- ・ 回答者の約 5 人に 1 人が結婚している（事実婚含む）という結果です。

問4 あなたの家族構成をお答えください。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（497 人中）
1 父	350 件	70.4%
2 母	363 件	73.0%
3 兄弟姉妹	309 件	62.2%
4 祖父母	110 件	22.1%
5 あなたの配偶者（事実婚を含む）	93 件	18.7%

6 あなたの子供	57 件	11.5%
7 その他の親族	10 件	2.0%
8 友人・恋人	13 件	2.6%
9 その他（ホームステイをしている人等）	1 件	0.2%
10 同居している人はいない（単身世帯）	29 件	5.8%

ポイント

- ・ 「母（73.0%）」「父（70.4%）」「兄弟姉妹（62.2%）」 と同居している割合が高く、実家などのファミリー層で暮らしている方が多い傾向が読み取れます。
- ・ 「あなたの配偶者（18.7%）」は、問3の「結婚している（事実婚を含む）」の割合（18.3%）と概ね一致しており、配偶者と同居している方がほとんどであることがわかります。
- ・ 「単身世帯」は29件（5.8%）となっており、一人暮らしをしている方は比較的小数です。

問5 あなたの最終学歴又は現在の在学状況をお答えください。

項目	件数	割合
1 中学校	4 件	0.8%
2 高等学校	229 件	46.1%
3 専修学校・専門学校	39 件	7.8%
4 高等専門学校・短期大学	27 件	5.4%
5 大学・大学院	185 件	37.2%
6 中途退学	7 件	1.4%
7 その他	6 件	1.2%
合計	497 件	99.9% ※

（※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります）

ポイント

- ・ 「高等学校」が229件（46.1%）で最も多く、次いで「大学・大学院」が185件（37.2%）となっており、この2つの区分で全体の8割以上を占めています。

問6 あなたの現在の状況をお答えください。

項目	件数	割合
1 就業（正社員、正職員など）	212 件	42.7%
2 就業（パート、アルバイト、派遣・契約社員等）	52 件	10.5%

3 就業（自営）	7 件	1.4%
4 学生	206 件	41.4%
5 主婦・主夫	5 件	1.0%
6 無職	8 件	1.6%
7 その他	7 件	1.4%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「就業（正社員、正職員など）」が212件（42.7%）、「学生」が206件（41.4%）となっており、この2つの属性で回答者の約84%を占めています。
- ・ パート・アルバイト等を含めると、何らかの形で就業している方は合計271件（約54.5%）となります。

問7 あなたの暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）をお答えください。

項目	件数	割合
1 生活に余裕がある	70 件	14.1%
2 生活にやや余裕がある	124 件	24.9%
3 生活に余裕はないが苦しくはない	218 件	43.9%
4 生活がやや苦しい	69 件	13.9%
5 生活がとても苦しい	16 件	3.2%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「生活に余裕はないが苦しくはない」と回答された方が最も多く、全体の43.9%（218件）を占めています。
- ・ 「余裕がある」「やや余裕がある」を合わせた【余裕がある層】は39.0%（194件）です。
- ・ 一方、「やや苦しい」「とても苦しい」を合わせた【苦しい層】は17.1%（85件）という結果になりました。

問8 家賃や食費等の固定費を除き、趣味や娯楽、交際費等あなたが自由に使えるお金は1箇月当たりいくらか大まかにお答えください。

項目	件数	割合
1 5,000 円未満	49 件	9.9%
2 5,000 円以上 10,000 円未満	106 件	21.3%

3 10,000 円以上 30,000 円未満	157 件	31.6%
4 30,000 円以上	171 件	34.4%
5 自由に使えるお金はない	14 件	2.8%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「30,000 円以上」と回答された方が最も多く、全体の 34.4%（171 件）を占めています。
- ・ 次いで「10,000 円以上 30,000 円未満」が 31.6%（157 件）となっており、この 2 つの層（10,000 円以上）を合わせると全体の 66.0%（約 3 分の 2）に達します。
- ・ 一方で、「5,000 円未満（9.9%）」や「自由に使えるお金はない（2.8%）」と回答された方も合計で 12.7% います。

問 9 あなたは、親や家族等から愛されていると思いますか。

項目	件数	割合
1 とても思う	267 件	53.7%
2 そう思う	211 件	42.5%
3 どちらかといえば、そうは思わない	15 件	3.0%
4 思わない	4 件	0.8%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「とても思う（53.7%）」と「そう思う（42.5%）」を合わせると、全体の 96.2%（478 件）に達し、圧倒的多数の方が肯定的な回答をしていることがわかります。
- ・ 一方で、「どちらかといえば、そうは思わない」「思わない」といった否定的な回答は、合計してもわずか 3.8%（19 件）にとどまっています。

問 10 あなたは、自分のことが好きですか。

項目	件数	割合
1 好きだ	160 件	32.2%
2 どちらかと言えば、好きだ	217 件	43.7%
3 どちらかといえば、好きではない	82 件	16.5%
4 好きではない	38 件	7.6%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「どちらかといえば、好きだ (43.7%)」 と回答した方が最も多い結果となりました。
- ・ 「好きだ (32.2%)」 と合わせると、肯定的な回答 (好き派) が全体の 75.9% (377 件) となり、約 4 分の 3 を占めています。
- ・ 一方、「どちらかといえば、好きではない」「好きではない」といった否定的な回答 (好きではない派) は合わせて 24.1% (120 件) となっています。

問 11 あなたは、自分は頑張れば目標を達成できると思いますか。

項目	件数	割合
1 とても思う	136 件	27.4%
2 そう思う	256 件	51.5%
3 どちらかといえば、思わない	83 件	16.7%
4 思わない	22 件	4.4%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「そう思う (51.5%)」 と回答した方が最も多く、過半数を占めています。
- ・ 「とても思う (27.4%)」 と合わせると、肯定的な回答は全体の 78.9% (392 件) となり、約 8 割に達しています。
- ・ 一方、「どちらかといえば、思わない」「思わない」といった否定的な回答 (思わない派) は合わせて 21.1% (105 件) という結果になりました。

問 12 あなたの悩みや話を真剣に聞いてくれる家族や信頼できる人はいますか。

項目	件数	割合
1 いる	450 件	90.5%
2 いない	47 件	9.5%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「いる」と回答された方が 450 件 (90.5%) にのぼり、圧倒的多数を占めています。
- ・ 「いない」と回答された方はわずか 9.5% (47 件) にとどまりました。

問 13 (問 12 で「1 いる」と答えた人にお聞きします。) その相手は、誰ですか。 (当てはまるものすべてを選択)

項目	選択件数	割合（497人中）
1 家族、親族	397 件	79.9%
2 友人、知人	372 件	74.8%
4 職場（アルバイト先）の人	71 件	14.3%
5 学校の先生	36 件	7.2%
6 オンライン上の友人、知人	14 件	2.8%
8 医療関係者（カウンセリング含む）	11 件	2.2%
7 公的な機関の職員	7 件	1.4%
3 地域の人（近所の人、町内会の知人）	6 件	1.2%
9 その他	4 件	0.8%

ポイント

- ・ 相談できる人がいる（450人）のうち、ほとんどの方が「家族、親族（79.9%）」または「友人、知人（74.8%）」を頼りにしていることがわかります。
- ・ 次いで「職場（アルバイト先）の人（14.3%）」や「学校の先生（7.2%）」といった、日々の生活・所属コミュニティで身近に接する人が選ばれています。
- ・ 一方で、行政や専門家である「医療関係者（2.2%）」「公的な機関の職員（1.4%）」に相談できると答えた方は少数にとどまっており、公的・専門的な支援窓口がまだ身近な相談先として認識されにくい（あるいはそこまで深刻な相談を想定していない）状況がうかがえます。

問 14 あなたは、現在どのような悩みがありますか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（497人中）
1 友人、知人関係	64 件	12.9%
2 親子関係	29 件	5.8%
3 恋愛、結婚	109 件	21.9%
4 勉強、学習、学校生活	106 件	21.3%
5 進路、就職	147 件	29.6%
6 仕事	171 件	34.4%
7 自分の健康、体、性	101 件	20.3%
8 家族の介護、健康	26 件	5.2%
9 自分の子供、家族	46 件	9.3%

10 将来	247 件	49.7%
11 食事	20 件	4.0%
12 お金	231 件	46.5%
13 その他	9 件	1.8%
14 悩みはない	48 件	9.7%

ポイント

- 「将来（49.7%）」と「お金（46.5%）」について悩んでいる方が非常に多く、ほぼ半数の方がこれらを選択しています。
- 次いで「仕事（34.4%）」や「進路、就職（29.6%）」といったキャリア・ライフステージに関する悩みが上位に入っています。
- 一方で、「悩みはない」と回答した方はわずか9.7%（48人）にとどまっており、9割以上の方が何らかの悩みを抱えて生活している実態が浮き彫りになっています。

問 15 （問 14 で悩み等があると答えた人にお聞きします。）その悩みは、あなたの生活にどれくらい影響を与えていますか。

※割合は全回答者（497 人）をベースに算出しています。

項目	件数	割合
1 強く影響している	128 件	25.8%
2 少し影響している	225 件	45.3%
3 ほとんど影響していない	89 件	17.9%
4 まったく影響していない	7 件	1.4%
(参考) 無回答 (悩みはない)	48 件	9.7%
合計	497 件	100.1% ※

(※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります)

ポイント

- 何らかの悩みを抱えている方（449人）のうち、「少し影響している」と「強く影響している」を合わせると 353 人にのぼります。
- これは悩みを抱える方全体の 約 78.6% に相当し、多くの方が「自分の抱える悩みが、現在の生活や将来に影響を及ぼしている」と実感していることがわかります。
- 一方で、「まったく影響していない」と答えた方はわずか7件（全体の実質1%強）にとどまりました。

問 16 あなたは、普段日常的に家族の世話や介助をしていますか。

項目	件数	割合
1 している	54 件	10.9%
2 していない	443 件	89.1%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「していない」と回答された方が 443 件（89.1%）と圧倒的多数を占める結果となりました。
- ・ 「している」と回答された方は約 1 割（10.9%）にとどまっています。

問 17 （問 16 で「1 している」と答えた人にお聞きします。）あなたから見て誰の世話や介助ですか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（55 人中）
6 あなたの子供	22 件	40.0%
5 あなたの配偶者（事実婚を含む）	18 件	32.7%
2 母	14 件	25.5%
1 父	13 件	23.6%
3 兄弟姉妹	9 件	16.4%
4 祖父母	8 件	14.5%
8 その他	2 件	3.6%

ポイント

- ・ 家族の世話やケアをしている相手として、「あなたの子供（40.0%）」と「あなたの配偶者（32.7%）」が多く選ばれています。子育てや配偶者のサポートを主軸としている方が多いことがわかります。
- ・ 次いで「母（25.5%）」と「父（23.6%）」が続いており、親の介護やケアを担っている層も一定数います。
- ・ 複数回答の組み合わせを見ると、「父」と「母」をセットで選んでいる方や、「配偶者」と「子供」をセットで選んでいる方が目立ちます。家族全体を支える役割を担っている様子がうかがえます。

問 18 （問 16 で「1 している」と答えた人にお聞きします。）あなたが普段行っている世話や介助の内容で当てはまるものはどれですか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（55 人中）
----	------	-----------

2 家事全般（料理、洗濯、掃除等）	33 件	60.0%
6 子供の世話	23 件	41.8%
4 病院への付き添いや送迎	13 件	23.6%
1 病気や障害のある家族の世話	9 件	16.4%
3 兄弟姉妹の世話（保育所等への送迎等）	5 件	9.1%
5 通訳	4 件	7.3%
7 その他	4 件	7.3%

ポイント

- ・ 「家事全般（60.0%）」を担っている方が最も多く、回答者の6割にのびります。日々の生活を根底から支える役割を担っていることがうかがえます。
- ・ 次いで「子供の世話（41.8%）」が多く、問17で「配偶者」や「子供」のケアをしていると答えた方が、具体的な内容として選択していると考えられます。
- ・ 一方で、「病院への付き添いや送迎（23.6%）」や「病気や障害のある家族の世話（16.4%）」といった、より直接的・身体的なケアを担っている方も一定数いらっしゃいます。
- ・ 「通訳」を選択されている方が4名いらっしゃるのも、多文化共生など地域特有の背景（外国ルーツのご家庭など）があるのかもしれない、注目すべきポイントです。

問19 （問16で「1している」と答えた人にお聞きします。）あなたは、週に何日くらい家族の世話や介助をしていますか。

項目	件数	割合（55人中）
1 毎日	33 件	60.0%
2 週に4～6日	3 件	5.5%
3 週に1～3日	10 件	18.2%
4 月に数回	8 件	14.5%
5 その他	1 件	1.8%
合計	55 件	100.0%

ポイント

- ・ 家族の世話やケアをしている方のうち、「毎日（60.0%）」と回答した方が最も多く、6割を占めています。
- ・ 「週に4～6日（5.5%）」と合わせると、約3分の2（65.5%）の方が、ほぼ日

常的・継続的にケアの役割を担っていることがわかります。

- 一方、「週に1～3日」や「月に数回」という方は合わせて約3割（32.7%）です。こちらは、病院への送迎や、別居している親族のサポートなど、ある程度決まったタイミングでのケアを担っている層だと推測されます。

問20 （問16で「1している」と答えた人にお聞きします。）家族の世話をすること、学校生活や仕事にどのような影響が出ていますか。

項目	件数	割合（55人中）
7 特に影響はない	23 件	41.8%
1 学校や仕事を休むことがある	12 件	21.8%
4 余暇の時間を取れない	11 件	20.0%
3 友達と遊ぶ時間がない	3 件	5.5%
2 部活動や趣味の活動に参加できない	2 件	3.6%
5 勉強の時間が取れない	2 件	3.6%
8 その他	2 件	3.6%
合計	55 件	99.9% ※

（※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります）

ポイント

- 「特に影響はない（41.8%）」と回答した方が最も多く、ケアを担いつつも自身の生活とのバランスをうまく保てている（あるいは折り合いをつけている）層が一定数いることがわかります。
- 一方で、残りの約6割（58.2%）の方は何らかの負の影響を感じています。中でも「学校や仕事を休むことがある（21.8%）」と「余暇の時間を取れない（20.0%）」の割合が高い点が非常に重要です。
- とくに「学校や仕事を休むことがある」という回答が5人に1人以上の割合で存在することは、学習機会の損失や就業への支障（欠席・欠勤・離職のリスク）に直結していることがうかがえます。

問21 （問16で「1している」と答えた人にお聞きします。）家族の世話や介助で困ったときに助けてくれる人がいますか。

項目	件数	割合（55人中）
1 いる	45 件	81.8%
2 いない	10 件	18.2%
合計	55 件	100.0%

ポイント

- 家族のケアを担っている方のうち、「いる（81.8%）」と回答した方が8割を超え、多数を占めています。
- 一方で、「いない（18.2%）」と回答した方が10人（約5人に1人）います。
- この「いない」と答えた約2割の方は、**ケアの負担を一人で抱え込んでいる「孤立したケアラー」**である可能性が高く、行政や地域からの重点的なサポートや声かけが必要な層と言えます。

問 22 あなたは、心から落ち着いて、自分らしく居られる居場所がありますか。

項目	件数	割合
1 ある	473 件	95.2%
2 ない	24 件	4.8%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- 「ある」と回答された方が473件（95.2%）にのぼり、圧倒的多数を占める結果となりました。
- 「ない」と回答された方はわずか4.8%（24件）にとどまっています。

問 23 （問 22 で「1 ある」と答えた人にお聞きします。）次の選択肢の中で、あなたが心から落ち着いて自分らしく居られる居場所はどこですか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（458人中）
1 自宅（自分の部屋、リビング等）	442 件	96.5%
5 オンライン上のコミュニティ、SNS	52 件	11.4%
2 学校（教室、図書室、保健室等）	43 件	9.4%
7 カフェ、居酒屋等行きつけのお店	33 件	7.2%
4 塾、習い事、部活動、趣味の活動の場	29 件	6.3%
8 その他	21 件	4.6%
6 職場	16 件	3.5%
3 地域の子ども食堂や居場所、児童センター、つどいの広場	4 件	0.9%

ポイント

- 「自宅（自分の部屋、リビング等）」を居場所と感じている方が442件

(96.5%) と圧倒的多数を占めています。多くの方にとって、まずは家庭が基本的な安心の基盤となっていることがわかります。

- ・ 次いで「オンライン上のコミュニティ、SNS (11.4%)」が多く、物理的な場所だけでなく、デジタル空間も重要な居場所として機能している現代の傾向が表れています。
- ・ その一方で、行政や地域が提供する「地域の子ども食堂や居場所、児童館センター等 (0.9%)」を居場所と感じている方はごくわずかにとどまっています。

問 24 (問 22 で「2 ない」と答えた人にお聞きします。) 居場所がない理由は次のうちどれですか。(当てはまるものすべてを選択)

項目	選択件数	割合 (24 人中)
1 どのように居場所を見つけたらよいかわからない	10 件	41.7%
7 自分の存在意義や役割を感じられる居場所がない	7 件	29.2%
8 自分を理解してくれる人がいる居場所がない	7 件	29.2%
3 金銭的な理由で、行きたい場所に行けない	6 件	25.0%
6 利用できる時間と利用したい時間が合わない	5 件	20.8%
2 行きたいけれど漠然とした不安や抵抗感がある	4 件	16.7%
4 行くきっかけがない	4 件	16.7%
9 自分には必要ない	3 件	12.5%
10 その他	2 件	8.3%

ポイント

- ・ 居場所がないと感じている方のうち、最も多い理由は「どのように居場所を見つけたらよいかわからない (41.7%)」でした。約 4 割の方が情報不足やアプローチの方法に悩んでおり、行政や支援団体からの情報発信・アウトリーチが求められていることがわかります。
- ・ 次いで「自分の存在意義や役割を感じられる居場所がない (29.2%)」、「自分を理解してくれる人がいる居場所がない (29.2%)」が並んでいます。単に「過ごせる空間」があるだけではなく、心理的な安全性や自己肯定感を得られる「質」が重要視されていることがうかがえます。
- ・ また、「金銭的な理由で、行きたい場所に行けない (25.0%)」や「利用できる時間と利用したい時間が合わない (20.8%)」といった、物理的・経済的なハードルを感じている層も一定数います。

問 25 あなたの 10 年後について明るい希望を持っていますか。

項目	件数	割合
1 持っている	99 件	19.9%
2 どちらかといえば、持っている	206 件	41.4%
3 どちらかといえば、持っていない	131 件	26.4%
4 持っていない	61 件	12.3%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「持っている」派（1＋2）が合計 305 件（61.4%） となり、全体の約 6 割を占めました。
- ・ 一方で、「持っていない」派（3＋4）も合計 192 件（38.6%） と約 4 割にのぼり、意見が分かれる結果となっています。

問 26 あなたは、自分の 10 年後のライフプラン等について、イメージしたことはありますか。

項目	件数	割合
1 ある	312 件	62.8%
2 ない	185 件	37.2%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「ある」と回答された方が 312 件（62.8%） となり、全体の約 6 割強を占めました。
- ・ 一方で、「ない」と回答された方も 185 件（37.2%） いらっしやり、およそ 3 人に 1 人以上の割合となっています。

問 27 （問 3 で「2 結婚していない」と答えた人にお聞きします。）一生を通じて考えた場合、結婚に対する考えは、次のうちどれですか。

項目	件数	割合（363 人中）
1 いずれは結婚したい	276 件	76.0%
2 結婚するつもりはない	87 件	24.0%
合計	363 件	100.0%

ポイント

- ・ 未婚の回答者のうち、「いずれは結婚したい（76.0%）」 と回答した方が 4 分の 3 以上を占め、多くの方が将来的な結婚意欲を持っていることがわかります。

- ・ 一方で、「結婚するつもりはない（24.0%）」と回答した方も約4人に1人の割合でいます。
- ・ 近年、全国的にも若者の非婚化・晩婚化が進んでいますが、今回のデータでも「結婚を希望しない層」が一定数いることが明確に表れています。

問 28 （問 27 で「1 いずれは結婚したい」と答えた人にお聞きします。）いずれ結婚するために必要なサポートは次のうちどれですか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（276人中）
9 自然な出会いで相手をみつきたいから必要ない	124 件	44.9%
3 共通の趣味等を通じた交流イベント（料理、スポーツ、キャンプ）	90 件	32.6%
1 職場や企業内での出会いの創出・支援の取組	74 件	26.8%
7 マッチングアプリ	60 件	21.7%
8 既に結婚を決めている人がいるから必要ない	43 件	15.6%
2 自治体や信頼できる団体が主催する婚活イベント	37 件	13.4%
5 婚活の悩みや進め方について、専門家や経験者に気軽に相談できる窓口	33 件	12.0%
4 婚活サポーターによる個別の紹介や引き合わせ	27 件	9.8%
6 ライフプランニングに関する情報提供	20 件	7.2%
10 その他	11 件	4.0%
（参考）無回答（対象外など）	221 件	-

ポイント

- ・ 結婚意欲がある方のうち、最も多かったのは「自然な出会いで相手をみつきたいから必要ない（44.9%）」という回答でした。約半数の方が、行政等による直接的な「婚活支援」を求めている（またはハードルを感じている）ことがわかります。
- ・ 一方で、支援策として最も人気が高かったのは「共通の趣味等を通じた交流イベント（32.6%）」と「職場や企業内での出会いの創出（26.8%）」でした。「婚活」と銘打ったイベントよりも、自然な形で人と交流できる場や、日常の延長線上での出会いが好まれている明確な傾向が出ています。
- ・ 「マッチングアプリ（21.7%）」も一定の支持を集めており、手軽な出会いの手段として定着している様子がうかがえます。

- すでに結婚を決めているお相手がいる「順調な層」も約 15%いらっしゃいます。

問 29 （問 27 で「2 結婚するつもりはない」と答えた人にお聞きします。）それは、なぜですか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（86 人中）
1 結婚する必要性を感じない	40 件	46.5%
4 趣味や娯楽を楽しみたい	37 件	43.0%
5 自由さや気楽さを失いたくない	37 件	43.0%
7 人とうまく付き合えない	37 件	43.0%
12 結婚に良いイメージがない	29 件	33.7%
8 結婚後の人間関係に不安がある	26 件	30.2%
6 経済的に余裕がない	23 件	26.7%
11 人と一緒に住むことが負担に感じる	21 件	24.4%
2 結婚しなくてもパートナーがいればよい	18 件	20.9%
10 家族に対する責任を負担に感じる	16 件	18.6%
3 仕事（学業）に打ち込みたい	8 件	9.3%
14 その他	8 件	9.3%
9 一人でも安定した生活を送れる	7 件	8.1%
13 特に理由はない	3 件	3.5%

ポイント

- 最も多い理由は「結婚する必要性を感じない（46.5%）」でした。結婚という制度そのものに対する価値観が多様化していることが表れています。
- 注目すべきは、第 2 位（43.0%）に全く異なるベクトルの理由が 3 つ並んでいる点です。
 - **【自己充足型】** 「趣味や娯楽を楽しみたい」「自由さや気楽さを失いたくない」といった、自分のライフスタイルや時間を優先したいポジティブな理由。
 - **【対人不安型】** 「人とうまく付き合えない」という、コミュニケーションへの苦手意識からくるネガティブな理由。
- また、「結婚後の人間関係に不安（30.2%）」が「経済的に余裕がない（26.7%）」を上回っています。「お金がないから結婚できない」という経済的要因よりも、「他者と生活や関係性を築くことの心理的ハードル」の方が結婚へのストッパーになっている層が多いことが読み取れます。

問 30 あなたは、子供を持つことをどのように考えますか。（当てはまるものすべてを選択）

項目	選択件数	割合（497 人中）
2 子供がいると生活が楽しく豊かになる	268 件	53.9%
12 経済的な負担が増える	178 件	35.8%
13 身体的・精神的な負担が増える	142 件	28.6%
11 自分の自由な時間が制約される	115 件	23.1%
1 子供は将来の社会の担い手になる	107 件	21.5%
6 好きな人の子供を持ちたいから、子供を持つ	102 件	20.5%
3 子供は夫婦関係を安定させる	74 件	14.9%
10 自分の子孫を残すことができる	64 件	12.9%
4 子供は老後の支えになる	61 件	12.3%
8 子供を持つことは自然なことである	45 件	9.1%
7 配偶者や親等周囲が望むから、子供を持つ	31 件	6.2%
9 自分の家の家名を残すことができる	22 件	4.4%
5 子供を持つことで周囲から認められる	19 件	3.8%
14 その他	16 件	3.2%

ポイント

- 最も多かったのは「子供がいると生活が楽しく豊かになる（53.9%）」でした。過半数の方が、子供の存在に対してポジティブな価値を見出していることがわかります。
- しかし非常に特徴的なのは、第2位～第4位を「経済的な負担が増える（35.8%）」、「身体的・精神的な負担が増える（28.6%）」、「自分の自由な時間が制約される（23.1%）」といった「ネガティブな現実的負担」が占めている点です。
- 一方で、「子供は老後の支えになる（12.3%）」や「自分の家の家名を残す（4.4%）」といった、かつての伝統的な家族観・子ども観は相対的に順位が低くなっており、現代の価値観の変化が明確に表れています。

【考察】

「子どもがいる生活の豊かさ」は感じて（または想像して）いるものの、それ以上に「お金」「体力・メンタル」「時間」という三大コストが重くのしかかっている実態が浮き彫りになりました。問 29 の「結婚を希望しない理由」とも強くリンクする

結果です。

経済支援だけでなく、育児の物理的・心理的負担をどう軽減していくかが、少子化対策の最大の鍵になることがうかがえます。

問 31 学校や行政等、あなたの生活に影響を与える機関に対して、あなたの意見を伝える機会がありますか。

項目	件数	割合
1 ある	192 件	38.6%
2 ない	305 件	61.4%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「ない」と回答された方が 305 件（61.4%） となり、全体の約 6 割を占めています。
- ・ 一方で、「ある」と回答された方は 192 件（38.6%） と、約 4 割弱という結果になりました。

問 32 あなたは、東近江市の政策に若者の考えや意見がどの程度反映されていると思いますか。

項目	件数	割合
1 かなり反映されている	10 件	2.0%
2 ある程度反映されている	134 件	27.0%
3 あまり反映されていない	248 件	49.9%
4 ほとんど反映されていない	105 件	21.1%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- ・ 「あまり反映されていない（49.9%）」 と 「ほとんど反映されていない（21.1%）」 を合わせた 「反映されていない」派が合計 353 件（71.0%） となり、全体の 7 割を超える結果となりました。
- ・ 一方で、「反映されている」派（1＋2）は合計 144 件（29.0%） にとどまっており、「かなり反映されている」と言い切れる方はわずか 2.0%（10 人） しかいません。

問 33 どのような方法であれば、東近江市にあなたの意見を伝えやすいと思いますか。

項目	件数	割合
1 LINE、Instagramなどの SNS	212 件	42.7%
5 アンケート	185 件	37.2%
2 オンライン	50 件	10.1%
6 対面	22 件	4.4%
3 YouTube 等の動画	11 件	2.2%
4 手紙（Eメール）	9 件	1.8%
7 その他	8 件	1.6%
合計	497 件	100.0%

ポイント

- 最も多かったのは「LINE、Instagramなどの SNS（42.7%）」、次いで「アンケート（37.2%）」となりました。この2つで全体の約8割（79.9%）を占めています。
- 「オンライン（10.1%）」や「対面（4.4%）」といったリアルタイムなコミュニケーションよりも、自分のペースで気軽に参加できる「SNS」や「アンケート」のニーズが圧倒的に高いことがわかります。
- 一方で、従来型の「手紙（Eメール）」は1.8%にとどまっており、意見聴取の手法を若者や現代のライフスタイルに合わせてアップデートしていく必要性が如実に表れています。
- 前問（問32）で「若者の声が反映されていない」と感じている人が7割を超えていたことを踏まえると、「SNS やアンケートを活用した、気軽にハードルの低い意見収集の仕組みづくり」が、政治・行政への参加意識を高めるための第一歩になると考えられます。

問34 このアンケートの感想や東近江市に望むことがありましたらお答えください。

1 公共交通とインフラ整備（最も多くの意見が集中）

若者の生活の足となる交通機関や、日常の安全性に関する不満・要望が多数寄せられています。

- 近江鉄道とバス
 - 「料金が高く、本数が少ない」「終電が早い」「通学時間帯の増便をしてほしい」
 - 「近江鉄道と近江バスの市民割を検討してほしい」
 - 「ちょこっとバスの利便性向上、ネットでの分かりやすい時刻表案内」
- 道路・インフラ

- 「夜の街灯を増やしてほしい」「歩道や自転車専用レーンの整備」
- 「雪の日の市道の除雪を早くしてほしい」

2 まちづくり・商業施設・居場所づくり

「遊ぶ場所がない」「買い物が不便」という声が多く、地域間の発展のバランスにも意見が出ています。

・ 施設の誘致

- 「ユニクロ、ニトリ、スタバ、サイゼリヤなどを誘致してほしい」
- 「イオンモールのような大型ショッピング施設や、テーマパークが欲しい」

・ 地域バランス

- 「八日市ばかり発展している。新快速が停まる能登川駅周辺をもっと活性化してほしい」
- 「八日市駅周辺に活気がない。寄り道したくなる駅を目指すべき」

・ 居場所づくり

- 「学生がテスト勉強や交流できるようなスペースが欲しい」
- 「中学生や若者が大人に邪魔されずに遊べる公園や、全天候型の施設が欲しい」

3 子育て支援と教育

金銭的な負担軽減や、働きながら子育てをするハードルを低くしてほしいという意見です。

・ 費用の無償化・補助

- 「医療費控除を大学生まで引き上げてほしい」
- 「給食費の無償化」「保育園での『おむつ無償化（持ち込み不要）』の導入」
- 「1歳以降の自宅保育への支援や、習い事の割引制度など」

・ 環境整備

- 「待機児童をなくしてほしい。学童の充実」
- 「不妊治療の完全無料化」「女性特有の病気の診察クーポン適用拡大」

4 税金・物価高・経済的ゆとり

税負担や物価高に対する悲鳴や、若者が将来に希望を持てるような仕組みづくりの要望です。

- ・ 「物価が上がっているのに住民税や保険料が重く、将来に不安を感じる」
- ・ 「給料が少ない中、高い税金を納めている現役世代（中間層）への支援が薄

い」

- 「若者や 30 代以下の夫婦が定住・結婚したくなるような補助金や給付金が欲しい」

5 行政の仕組み・多様性・その他

市役所の利便性や、情報発信のあり方、外国人住民との関わりについての意見です。

- **行政サービス**
 - 「平日は 17 時までに行けないため、土日開庁や商業施設での窓口対応をしてほしい」
 - 「用途別の窓口ガイドを Web 等で分かりやすくしてほしい」
- **アンケートや若者の声の反映**
 - 「『意見を集める』だけでなく『どう反映したか、なぜ採用しないか』を可視化しないと、ただのガス抜きになり若者の政治離れは止まらない」
- **多文化共生（※外国語での回答があった）**
 - インドネシア語：「東近江市は美しく、人も親切で働くことができ感謝しています。もっと特別なイベントを開いてほしい」
 - ポルトガル語：「東近江市が提携している、日本語とポルトガル語のパソコン教室はありますか？」
 - 日本語での意見：「外国人が増えて治安に不安がある」という声がある一方で、「外国人労働者にも公平に目を向け、支援してほしい」という声もありました。

（仮称）東近江市こども計画の策定に向けて対象者の現況について把握するため、関係者へのヒアリングを実施する。

ヒアリング先及び内容

ヒアリング先	
子どもの学習・生活支援事業 運営者 （東近江市社会福祉協議会）	・事業を通して感じる若者の生活状況 ・若者の生活困窮対策の課題と必要と感じる取組
市内高等学校及び大学	・学生の生活実態 ・ヤングケアラーと思われる学生の状況 ・就職に関する学生の傾向及び就職後の状況
東近江市結婚サポート連絡会 委員	・結婚支援を通して感じる若者の状況 ・結婚支援の課題と必要と感じる取組
東近江市結婚サポート連絡会 登録者	・回答者の基本事項（年齢、性別） ・登録したきっかけと感想 ・あると良いと感じる仕組み

1 事業を通して感じる若者の生活状況

- 勉強しているときもあれば、おしゃべりしているときもある。利用している中高生は楽しんできている様子である。
- 中学生から継続的に利用している高校生が多い。
- 学校に行けていない人もこの場に来ることができるケースもある。
- 利用者が在学している高校とはあまり連携できていない。
- 事業を開始した当初は、生活保護家庭が多かったが、今はひとり親や生活困窮家庭が中心であり、スクールソーシャルワーカーからの紹介が多い。
- 家事をしている子供もいる。そのことについて過度に負担になっていたり、そのことが周囲に言えなかったりする状況をつくらないことが必要。
- お菓子やご飯を提供しても家族のために家に持って帰って本人が食べていないケースもある。

2 若者の生活困窮対策の課題と必要と感じる取組

- ボランティアの協力を得ながら事業をしているが、大学生のボランティアが少なくなっている。中高年の男性のボランティアが多いが、その層には相談できないこともあるので、大学生年代のボランティアを増やしたい。利用者のロールモデルにもなる。
- 実施場所や実施日数を増やしたいが、東近江市社会福祉協議会だけで拡大することは限界がある。地域の方にこのような取組の必要性を感じてもらい、民間で広がるような仕掛けが必要である。
- 高校との連携を進める必要がある。
- 自己選択でくる場ではあるが、必要と思われる子供が利用できるよう、関わりのある者が紹介や連れてくるなどの対応ができるようにすべき。かつては、生活保護のワーカーが熱心に対象者を誘ったり、連れてきたりしてくれていた。

市内高等学校及び大学（A高校）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 経済的に困窮している生徒や家庭にトラブルを抱える生徒はほとんどいない。
- まれにSNSトラブルや万引きなどのトラブルを起こす生徒もいる。
- 学校全体のレベルについていけず、精神的に病む生徒も毎年数人いる。リストカットやオーバードーズをする生徒もいる。中には休学を経て退学する生徒もいる。
- 親からのプレッシャーや進学プレッシャーを感じている生徒がいると感じる。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 学校として把握していない。ゼロと認識している。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- ほぼ100パーセントが進学している。

4 その他

- 対応が必要な生徒が発生した場合、養護教諭やスクールカウンセラーで対応し、必要に応じて病院等の他機関につなげている。

市内高等学校及び大学（B高校）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 学生からの相談は友人関係のトラブル、家庭のトラブルが多い。
- 友人トラブルは、無視・いじめや男女関係等。女子の方が多いと感じる。トラブルを起こす学生は、小中学生時代もそのような傾向があるように感じる。
- 家庭のトラブルは、親との関係など。こちらも昔から続いているものが多い。
- 生活が困窮している家庭もあるが、本人から申し出があることは少なく、中学校や担任からの情報で把握している。ひとり親の家庭が多いように感じる。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- アルバイトをして生活を支えている学生もいる。
- 生活費を稼ぐ必要があるので、クラブの加入率が低い。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- 就職については地元意識が強いので家から通える範囲で探す学生が多い。地元が好きな学生が多いと感じる。
- 進学については、京都や大阪への進学者は交通費や下宿代がかかるので、お金の関係で退学する学生もいる。夏休み前に大学生活をあきらめる学生が多い。

4 その他

- コストコの食材の配付やこども食堂と連携した校内カフェを月に1回行っている。
- 学生の対応の相談先としては、児童相談所、社会福祉協議会、中学校、市（こども相談支援課、福祉政策課）、人権センターなど。若者の相談窓口が一元化されるとありがたいと感じる。

市内高等学校及び大学（C高校）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 中学校から申し送り事項がある子供は適宜中学校に相談して対応している。
- 主な生徒からの相談は、家庭のトラブル（要保護児童関係）、自傷行為など。自ら相談に来る子供もいるが、担任や担当教諭が観察して声をかけて発覚することもある。小さな子供の変化や出欠状況を確認している。
- 義務教育である中学校と高校の指導方法の違いがあり出席できず退学となる子供もいた。中には定時制に入りなおす子供もいる。
- 何かあったときの相談先としては、校内にいるスクールカウンセラーや市町、保健所、発達支援センター、精神科病院など。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 客観的にみるとヤングケアラーと思われる子供も、本人が困り感を持っていないと対応が難しい。本人が家族のためにと考えてやっていることへ中々介入できない。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- おおよその傾向として、就職3割、専門学校への進学3割、大学への進学3割。就職後のトラブルを聞くケースもある。

4 その他

- 個別の家庭への食料支援は助かっていると聞く。
- 自ら悩みを相談できない子供などの変化に気付けるよう、様々な教諭が教育相談会議で観察の仕方などを勉強している。

市内高等学校及び大学（D高校）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 自分の意思を持たない子供、トラブルを自分で解決できない子供が増えているように感じる。
- 相談を受ける内容としては、人間関係、異性関係、家庭の関係（両親の不仲、虐待）など。対応が必要な場合は、担任及び管理職に共有して、関係機関（子供の在住市町、児童相談所など）に相談している。
- SNS上のトラブルも増加している。SNSでのやり取りでトラブルが悪化することがしばしばある。
- 自傷（リストカット、オーバードーズ）や自殺未遂の案件もある。
- 保護者が精神疾患や発達特性を抱えているケースがある。
- 小中学校で不登校であり、何とか高校は通えるようにと入学する子供もいるが、友人との関係が作れなかったり、学習面についていけなかったりして転校するケースもある。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 家庭状況について詳細に把握することは難しくヤングケアラーと特定することは難しいと感じる。
- 幼少期から家庭に縛られているとそれが当たり前の感覚になる。子供が将来の見通し、夢をもてない。無気力になる。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- 進学を希望する子供にはが大学や専門学校の関係者を学校に招き説明会を行っている。
- 就職は学校への求人票で対応している。求人件数は多い。東近江市は恵まれていると感じる。

4 その他

- 教育相談委員会を設け、学年主任、管理職、養護教諭で不登校気味の子供のケース会議、支援の検討を定期的に行っている。

市内高等学校及び大学（E高校）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- E高校は年6回入学できるタイミングがある。通信制のニーズは高まっていると感じる。
- 入学者は、不登校の経験者が多い。また全日制の高校を退学し入学した学生もいる。
- 全校生徒約550人を6グループに分けて2週間に1回の登校日を設定している。火曜日と金曜日は先生に質問できる日としている。登校日以外の日は、動画学習とレポート作成をしている。
- 登校日が2週間に1回なので不登校経験者にも対応しやすい。途中で退学する人も少ない。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 家庭が困窮しており、就学支援費を家計に充てられたり、バイト代を家計に入れたりしている学生がいる。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- 去年は約170人の卒業生がおり、約20人が就職、約30人が進学した。その他の大半はフリーター。所属のない人も数人いる。
- 小中が不登校気味で通信制の高校を卒業した学生が急に週5日働くことは非常にハードルが高いと感じる。高校卒業後、社会に出ることが大きなハードルである。

4 その他

- コストコの食材の配付を行っている。
- 学生が気軽に話せる空間が必要と令和8年度から保健室を開設した。
- 友人ができるようにクラブを4つを設けている。友人の作り方が分からないが、友人はほしいと思っている学生も多いように感じる。気軽に学生が話せる場があると良い。
- 学生の対応の相談先としては、児童相談所、中学校、市（こども相談支援課）など。
- 若者の相談窓口ができるのはいいが、困難なケースでは当事者が窓口に行けないと感じる。⁷

市内高等学校及び大学（A大学）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 学生の9割は県内出身者。県北部出身者が多いように感じる。自家用車で通学する学生が多い。
- 専門的な国家資格を取得することが目的の学校であるので、ゴールが明確である。家族や親族に精神障害や発達障害の人などがおり、助けになりたいと志を持って入学する人が多い。
- なんとなく迷いながら入学する人は入学後に進路に迷い退学するケースもある。
- 家庭の経済状況の関係で学費の大半を奨学金で賄う学生もいる。そのような学生は、就職後も奨学金の返済に追われて、20代、30代の生活設計に影響を及ぼしているように感じる。学生の経済状況は悪化しているように感じる。返済不要の奨学金を設けている病院や自治体もあるが、活用すると就職先等にしぼりがあり、そのことで追いつめられる学生もいる。
- 通信高校出身の学生も増えてきており、対人実習にストレスを感じる学生が多いように感じる。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 家で祖父を介護していた学生がいるが、授業を欠席することはなかった。就職先は家庭の事情で実家の近くに決められた。ヤングケアラーを特定することは難しい。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- 卒業生の就職は100%内定しているが、就職後離職している学生もいる。

4 その他

- 学力が低い学生が多いと感じる。小学生レベルの算数ができない、文章が書けないなど。
- 高校に作業療法士が定期的に入り、学生の自己理解ができるプログラムを実施し、地域の企業での就労実習を行うようなプログラムが必要と考える。
- 学力が低い高校では、生きる力を習得できるような授業を重視すべき。
- 理想のこども像を定めることは良くないと感じる。多様な生き方を尊重できるようにすべき。⁸

市内高等学校及び大学（B大学）へのヒアリング結果

1 学生の生活実態

- 自宅から通学する学生が多い、滋賀県北部や甲賀地域からの通学者が多い。
- 通信制高校や単位制高校からの入学者が増加しているように感じる。高校生の大学進学率の高まりを感じている。
- 学費が未納状態の学生もいる。
- 奨学金の利用者も多いように感じる。

2 ヤングケアラーと思われる学生の状況

- 大学の職員や教員では、学生の生活が見えてこないケースが多い。
- 学費を貯めるためや親の面倒をみるために休学する学生もいる。
- 年の離れた子供の世話のために授業を欠席するケースもある。

3 就職・進学に関する学生の傾向及び就職・進学後の状況

- 免許を1つも取らない学生が増えている。一方でたくさん(3つ)免許を取る学生もいる。
- 資格をとるために入学する学生も多い。家族からのプレッシャーもある。

4 その他

- 担任制をとり、学生をサポートしている。年3回面談を行っている。
- 大学としての学生支援は手厚い。手厚い支援がないと様々な対応ができない学生もいる。
- 一方で支援しすぎること良くない。よい社会人になるために、自立できるように心がけている。

1 結婚支援を通じて感じる若者の状況

- 結婚に意識がない若者が増えているように感じる。一人でも楽しめる世の中。
- 登録はしているが意欲があるのか分からない若者もいる。
- 男性の登録者のなかには、人とコミュニケーションを取ることが苦手だったり、社会的マナーが分かっていなかったりする人がいる。そういった方はマッチングが難しい。
- 昔は青年団がありそこが自然な出会いの場であった。今は自然な出会いの場が少ないのでは。
- 親がその子(若者)の教育ができていないように感じる。
- 地域のつながりが希薄になったので、地域にいる若者の結婚状況が把握できない。また、聞きづらい。
- 担当している登録者から親に言えないことも相談できると言われ、やりがいを感じた。

2 結婚支援の課題と必要と感じる取組

- 昔の青年団ではないが、自然な若者の交流の場が必要である。
- 結婚支援以前に課題がある若者(コミュニケーション、発達特性)への対応が必要である。
- 若者が頼れる大人とつながれる仕組みが必要である。

東近江市結婚サポート連絡会登録者へのヒアリング（アンケート）結果

1 実施期間

令和8年4月30日（木）から同年5月22日（金）まで

2 回答率

男性 約31%（15人/49人）

女性 約14%（4人/28人）

全体 約23%（19人/77人）

3 回答内容

- 登録したきっかけについては、結婚を希望しているということに加えて、市が関与していることによる安心感を持っている人が多かった。
- 必要と感じる仕組みについては、イベント回数や会員数の増を望む意見に加えて、異性とのコミュニケーションの取り方やマッチング後の対応についてマニュアルや講座を望む意見があった。
- 登録者同士の面談についても改善の意見があった一方で、来庁し事務局と相談する今のやり方を支持する意見もあった。